

令和 5 年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「コロナを越える経済対策に向けた事業に係る
財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 牧 野 芳 光

目 次

第1章	監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件(テーマ)	1
第3	監査の対象とした理由	1
第4	監査を実施した期間	1
第5	監査対象機関	1
第6	監査の方法	2
第7	監査の視点	2
第8	監査手続	3
第9	包括外部監査の実施者	3
第10	利害関係	3
第2章	監査対象の概要	4
第1	鳥取県の経済環境	4
1	鳥取県の人口及び事業所等の状況	4
2	鳥取県の生産活動の状況	9
第2	監査対象とした経済対策に向けた事業	10
第3章	監査の結果	14
第1	商工労働部商工政策課	14
1	中小企業経営力強靱化推進事業	14
2	コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業	18
3	SDGs循環経済モデル創出事業	20
4	【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業	22
5	【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業	25
第2	商工労働部立地戦略課／企業支援課	27

1	鳥取県産業成長応援補助金.....	27
第3	商工労働部立地戦略課.....	40
1	企業立地事業補助金.....	40
2	とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金.....	40
第4	商工労働部企業支援課.....	43
1	ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業.....	43
2	戦略的事業承継推進モデル構築事業.....	52
3	【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業.....	56
第5	商工労働部通商物流課.....	57
1	国際航空貨物ルート構築推進事業.....	57
2	デジタルグリーン物流推進支援事業.....	58
3	物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業.....	65
4	ハイブリッド型海外需要獲得強化事業.....	66
第4章	指摘及び意見の件数.....	72
第5章	総評.....	73

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

新型コロナウイルスの特性に応じた対策を迅速かつ機動的に行うことで、新型コロナウイルスに立ち向かうとともに、経済・雇用・県民の暮らしを支え、新型コロナウイルスを越える必要があるとして、県は政策のひとつとして「ポストコロナの産業・雇用へ」を取り上げ各種事業を展開している。

これらの事業については、国からの補助事業も多く取り組まれており、予算面ではかなりの額を占め、ポストコロナに対する手厚い政策がとられている。

今回の包括外部監査においては、このうち、経済対策に着目し、100%の国庫補助事業については対象外として、これを除くそれぞれの関連事業が適正に執行され、その経済性・効率性・有効性が適切に確保されているかについて検討することとした。

最近、一部のコロナ関連の補助金で不正受給があったとの新聞報道もあったが、補助金に対する県民の視線は厳しいものがあると考え、これらの事業が適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかについて検討することは県民の関心も高いところであると考え、「コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について」を本年度の監査テーマに選定した。

第4 監査を実施した期間

令和5年4月1日から令和6年1月5日まで

第5 監査対象機関

- ・ 商工労働部
- ・ 鳥取県商工会連合会
- ・ 鳥取商工会議所

第6 監査の方法

- 1 監査対象事業の概要把握のため、所轄部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象年度の事業が適切に行われているかを確認するため、所轄部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
- 3 間接補助事業主体である商工団体のうち、鳥取県商工会連合会及び鳥取商工会議所に対し、事業の実施状況等を確認するため臨場した。

第7 監査の視点

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査を行うこととされている。（地方自治法第252条の37第1項）

いわば、包括外部監査人が行う監査は、住民の福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性をベースに地方公共団体の事業のあり方を新たな観点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、実施するものである。

私達4人は税理士であり、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念に沿って、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、日常において、納税者たる県民の声を受け止める立場にある。

県民に自ら進んで納税してもらうためには、県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは県民の納税意欲を減退させることにつながると考える。

我々はこのたびの包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負うつもりで県民の目線で監査することを心がけた。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E」）の観点から、合理的に実施されているか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、「指摘」、「意見」の内容をそれぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を実施した。

また、関係先に対し実施状況の確認を行った。

監査対象機関	実施日
準備調査（事前提供資料を受け監査方針等を策定）	5月19日(金)～6月26日(月)
予備調査（通商物流課、企業支援課、産業未来創造課、立地戦略課、販路拡大輸出促進課）	6月27日(火)
予備調査（商工政策課、財政課、行財政改革推進課、人事企画課）	6月30日(金)
本監査（通商物流課、商工政策課）	7月26日(水)
本監査（企業支援課、立地戦略課、産業未来創造課）	7月31日(月)
本監査（立地戦略課）	8月1日(火)
本監査（商工政策課、立地戦略課、企業支援課）	8月2日(水)
本監査（商工政策課、立地戦略課、企業支援課）	8月3日(木)
本監査（企業支援課、産業未来創造課）	8月29日(火)
本監査（商工政策課、立地戦略課、企業支援課、通商物流課）	9月4日(月)
本監査（鳥取県商工会連合会）	9月20日(水)
本監査（鳥取商工会議所）	9月22日(金)
本監査（立地戦略課）	9月28日(木)
本監査（商工政策課）	10月23日(月)
本監査（企業支援課、産業未来創造課、通商物流課）	10月25日(水)
本監査（立地戦略課、企業支援課）	10月27日(金)

上記の他に、外部監査人の事務所等で監査状況等の協議及び報告書の作成を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	牧野 芳光
外部監査人補助者	税理士	音田 勝正
外部監査人補助者	税理士	入江 聡
外部監査人補助者	税理士	駿同 利明

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の経済環境

1 鳥取県の人口及び事業所等の状況

鳥取県経済を支える県内の人口及び事業所等の状況は次のとおりである。

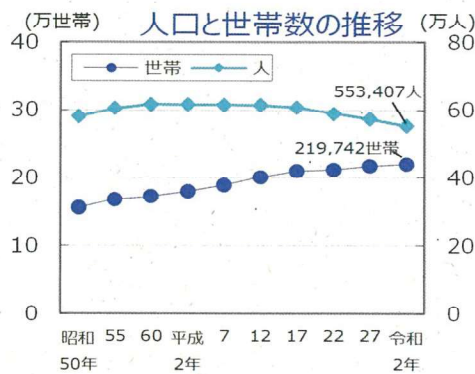
(出典：令和5年版鳥取県勢要覧／鳥取県発行)

人口

人口に関する主な指標

指標名	鳥取県	全国	年次
人口密度(1km ² 当たり)	157.8人	338.2人	R2
老年人口割合(65歳以上)	32.5%	28.7%	R2
人口増加率 (H27年度比)	△3.5%	△0.7%	R2

資料 総務省「令和2年国勢調査」

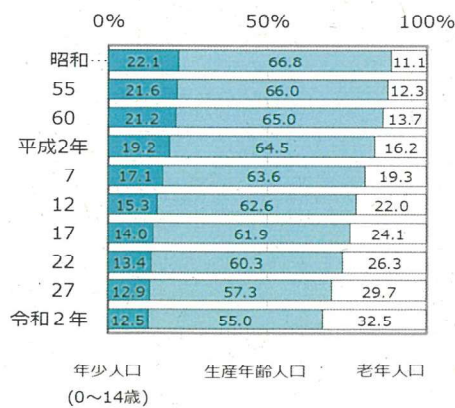


(人口)

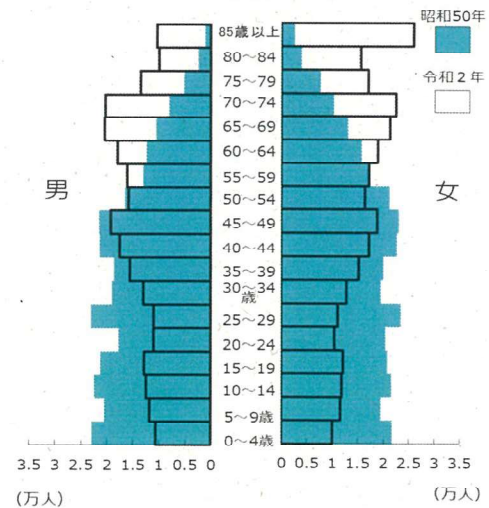
令和2年国勢調査によると、本県の人口は553,407人、総世帯数は219,742世帯で、平成27年に比べ、人口は20,034人の減少、総世帯数は2,848世帯の増加となっており、令和2年の1世帯あたりの人員は2.44人で、平成27年に比べ、0.13人の減少となっています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口(0～14歳)割合は低下する一方、老年人口(65歳以上)割合は上昇しています。

年齢3区分別人口割合



鳥取県の人口ピラミッド



人口及び世帯数 (各年10月1日)

年次	世帯数 (総世帯)	人口			前回に対する人口増減		1世帯あたり人員 (一般世帯)	人口密度 (1km ² 当たり)
		総数	男	女	人	%		
平成12年	201,067	613,289	293,403	319,886	△1,640	△0.3	3.00	174.9
17	209,541	607,012	290,190	316,822	△6,277	△1.0	2.83	173.1
22	211,964	588,667	280,701	307,966	△18,345	△3.0	2.71	167.8
27	216,894	573,441	273,705	299,736	△15,226	△2.6	2.57	163.5
令和2年	219,742	553,407	264,432	288,975	△20,034	△3.5	2.44	157.8

資料 総務省「国勢調査」

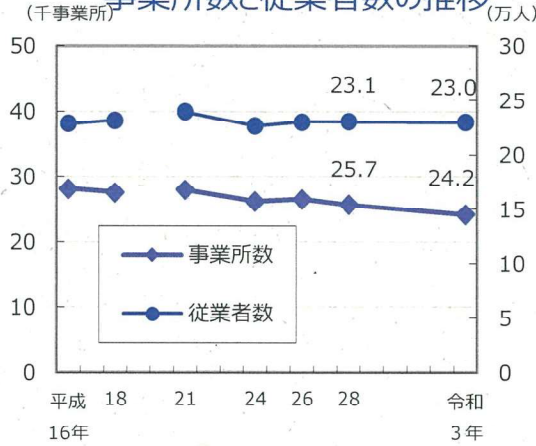
(事業所)

令和3年の民営事業所数は24,242事業所、従業者数は230,055人となっています。

従業者規模別で見ると、1～4人の事業所が半数以上を占めています。

また、産業別割合を見ると、事業所数は「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」の順となっており、従業者数では「卸売業、小売業」「医療、福祉」「製造業」の順となっています。

事業所数と従業者数の推移

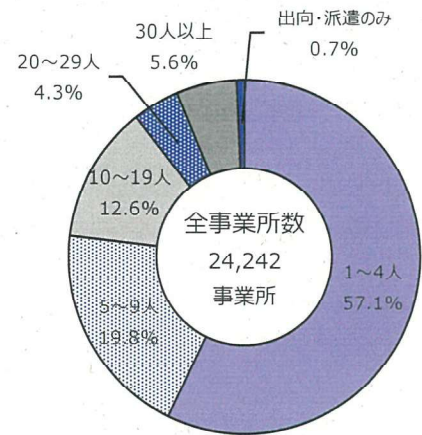


※平成18年までは事業所・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス。

事業所に関する主な指標

指標名	鳥取県	順位	全国	年次
事業所数 (人口千人当たり)	44.2	26	41.1	R3
第2次産業事業所割合	15.22%	41	17.45%	R3
第3次産業事業所割合	82.98%	9	81.73%	R3

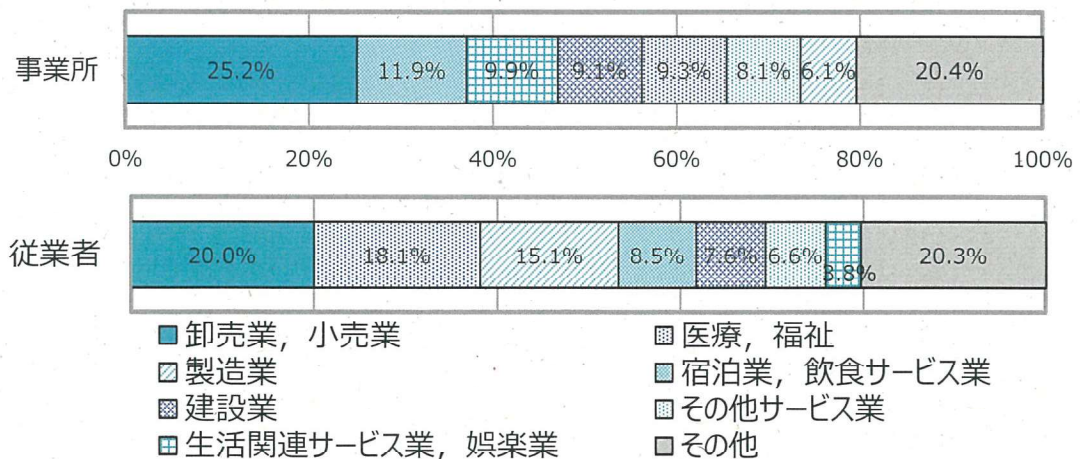
従業者規模別の事業所数割合



資料 総務省・経済産業省

「令和3年経済センサス-活動調査」

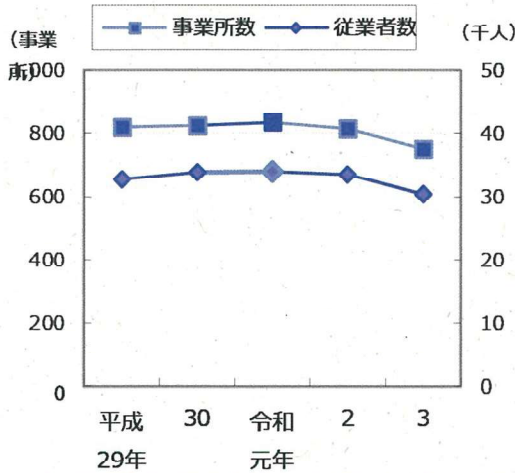
事業所数・従業者数の産業別割合(令和3年)



資料 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

製造業

事業所数・従業者数の推移

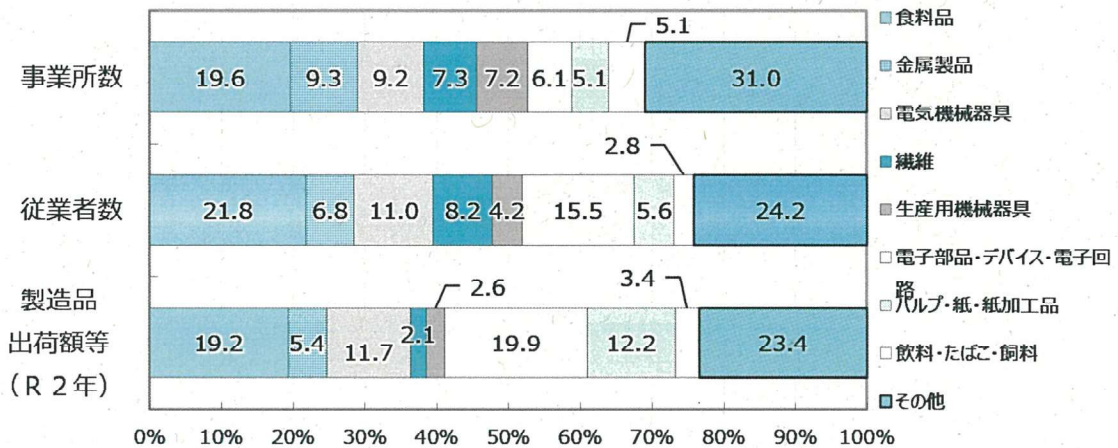


(製造業)

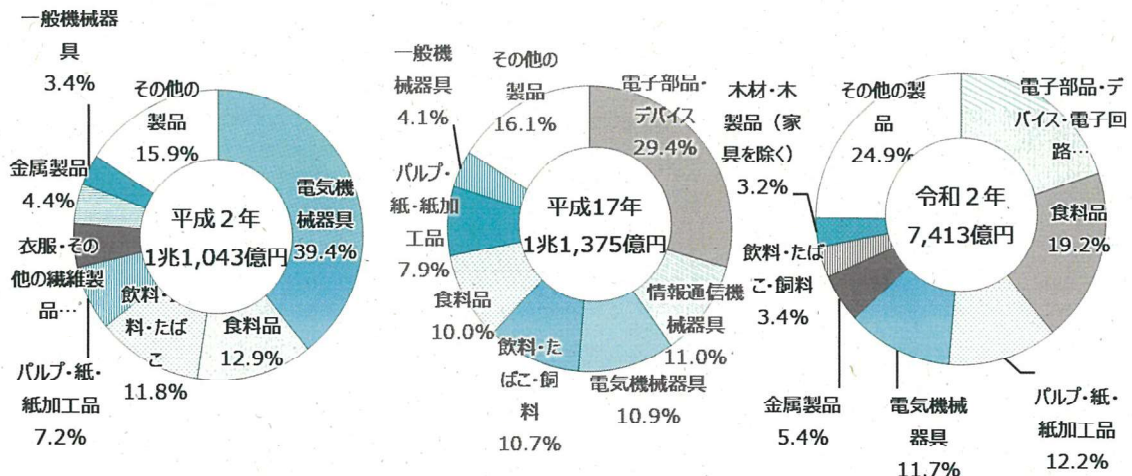
令和3年の製造業の事業所数は749事業所、従業者数は30,379人となり、いずれも前年より減少しました。

製造品出荷額等の構成比の変化を見ると、平成2年は「電気機械器具※」が最大でしたが、平成17年と令和2年は「電子部品・デバイス」が最大となっています。また、令和2年は「食料品」の構成比も「電子部品・デバイス・電子回路」に肉薄する大きさととなっています。

産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等の構成比 (令和3年)



産業別製造品出荷額等の構成比の変化



※平成2年の「電気機械器具」は、平成17年以降の「電子部品・デバイス」及び「情報通信機械器具」も含まれる。

資料 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」
従業者4人以上の事業所

製造業

(鉱工業指数)

令和4年の鉱工業指数（平成27年＝100）は、生産指数が95.5、出荷指数が101.6、在庫指数（年末）は127.4となっています。

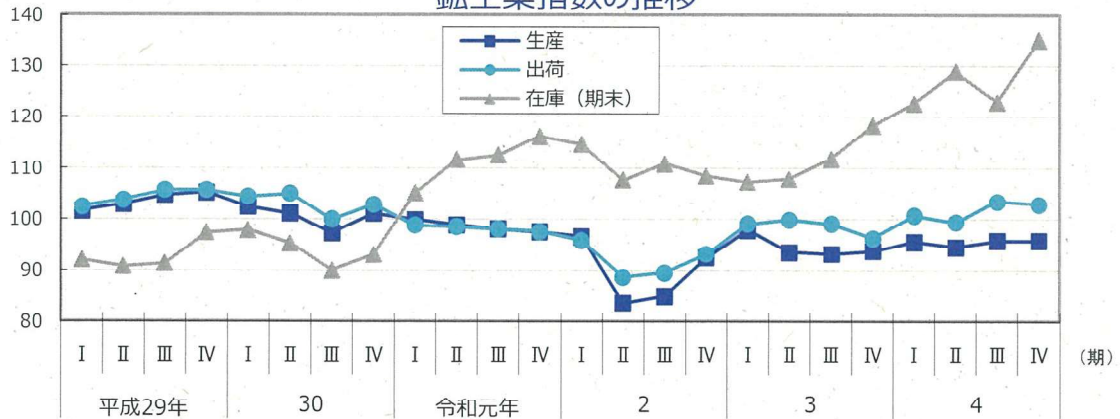
このうち、生産指数を業種別に見ると、前年と比べて、「金属製品工業」、「食料品・たばこ工業」など多くの業種で上昇しましたが、「汎用・生産用・業務用機械工業」、「木材・木製品工業」、「ゴム製品工業」では大きく低下しました。

製造業に関する指標

指標名	鳥取県	順位	全国	年次
製造品出荷額等	8,441億円	45	330兆2,200億円	R3
付加価値額 (従業者1人当たり)	9,099千円	45	13,820千円	R4

資料 総務省・経済産業省「経済構造実態調査」

鉱工業指数の推移



※生産及び出荷は四半期平均、在庫は四半期末の数値。(季節調整済)

資料 県統計課「鳥取県鉱工業指数」

業種別鉱工業生産・出荷・在庫指数

業種	生産			出荷			在庫		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
鉱工業	89.4	94.8	95.3	91.9	98.6	101.5	104.5	116.1	132.7
鉄鋼・非鉄金属工業	86.0	93.8	89.9	86.1	98.0	91.9	115.5	120.1	117.3
金属製品工業	83.1	86.6	91.8	85.3	89.7	97.8	84.9	86.5	125.0
汎用・生産用・業務用機械工業	79.5	93.9	76.7	75.2	92.9	77.3	103.6	70.3	69.5
電子部品・デバイス工業	84.5	93.5	95.5	87.7	92.9	95.7	136.5	172.7	215.7
電気・情報通信機械工業	77.9	78.7	78.1	97.7	104.1	116.7	117.9	99.2	76.5
輸送機械工業	106.3	121.4	116.9	106.8	119.2	113.7	x	x	x
窯業・土石製品工業	85.3	78.5	78.9	85.7	78.3	79.7	72.2	76.2	69.9
プラスチック製品工業	215.0	236.5	237.4	216.4	238.0	238.1	108.0	113.7	114.1
パルプ・紙・紙加工品工業	82.2	98.0	102.1	73.3	84.9	89.3	89.1	99.9	95.0
食料品・たばこ工業	94.3	90.6	95.8	98.1	101.2	108.8	68.4	53.2	60.1
繊維工業	83.6	76.2	77.2	85.6	77.6	75.1	71.0	55.2	103.0
木材・木製品工業	97.5	103.0	90.2	97.0	103.2	91.0	x	x	x
ゴム製品工業	75.6	86.6	74.1	74.5	82.5	69.4	150.4	198.2	195.6
その他工業	50.8	49.9	60.0	54.9	50.7	54.8	-	-	-

※生産及び出荷は年平均、在庫は年末の数値。(原指数)

資料 県統計課「鳥取県鉱工業指数」

商 業

商業に関する指標

指標名	鳥取県	順位	全国	年次
卸売業事業所数 (人口千人当たり)	2.15 事業所	29	2.13 事業所	R3
小売業事業所数 (人口千人当たり)	7.64 事業所	18	6.02 事業所	R3
小売業の年間商品販売額 (従業者1人当たり)	19,641 千円	21	20,613 千円	R2

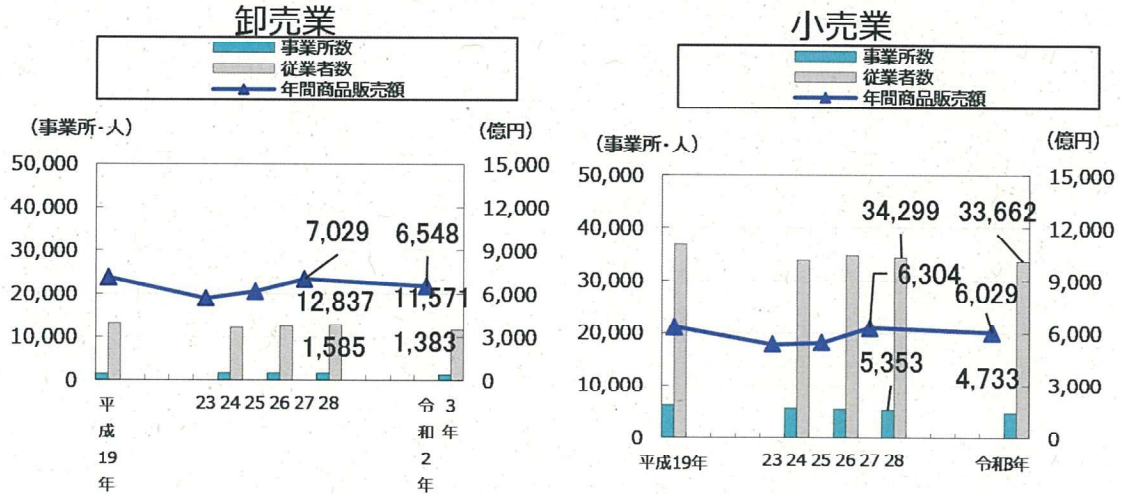
資料 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス」
総務省「人口推計年報」

(商業)

令和3年経済センサス-活動調査によると、卸売業の事業所数は1,383事業所、従業者数は11,571人になっています。また、業種別商品販売額では「農畜産物・水産物卸売業」の占める割合が最も高くなっています。

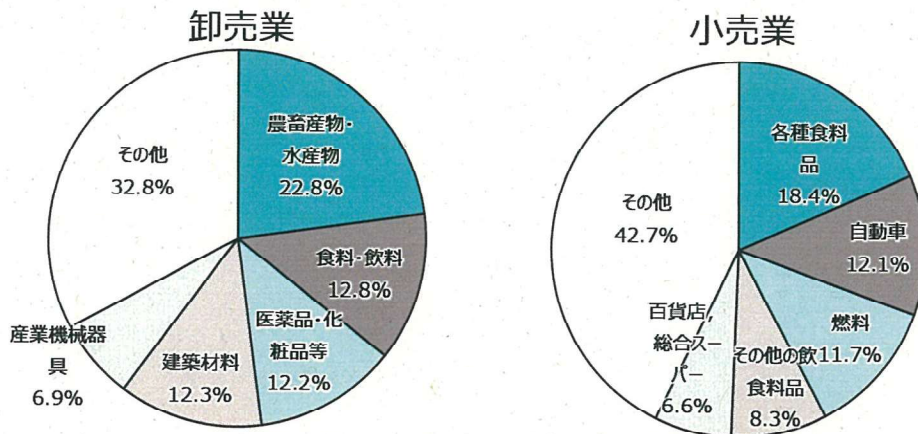
一方、小売業の事業所数は、4,733事業所、従業者数は33,662人となっています。また、業種別商品販売額では「各種食料品小売業」の占める割合が最も高くなっています。

商業における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



平成19年、平成26年は経済産業省「商業統計調査」、平成24年、平成28年、令和3年は総務省・経済産業省「経済センサス」

業種別年間商品販売額構成比 (令和3年)



資料 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

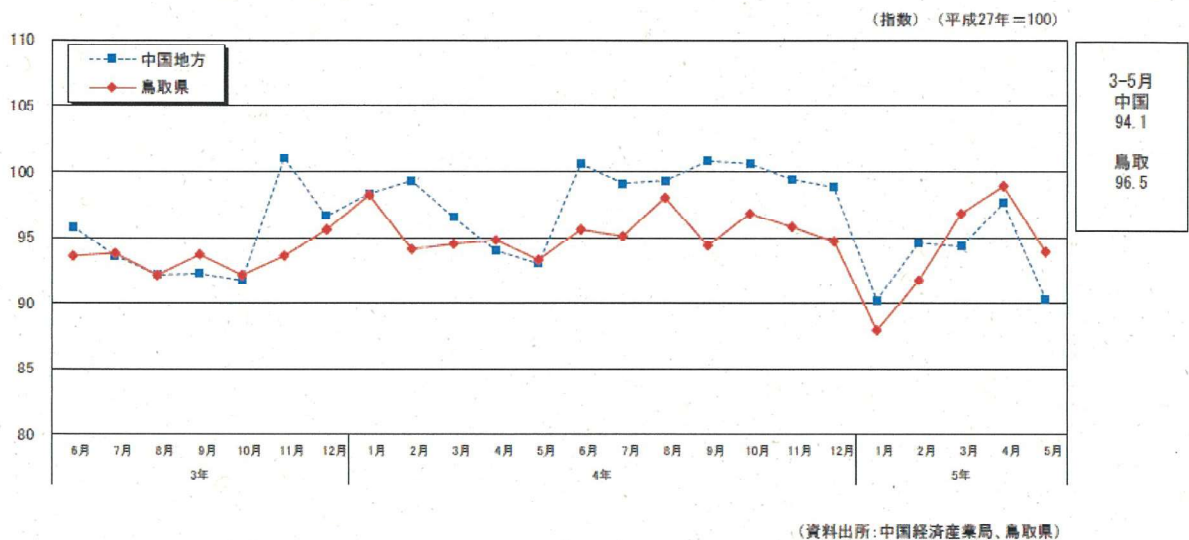
2 鳥取県の生産活動の状況

鳥取県内の経済情勢は、直近の総括判断(令和5年7月判断)では「持ち直ししている」とされ、その中で、生産活動は「持ち直しつつある」とされている。

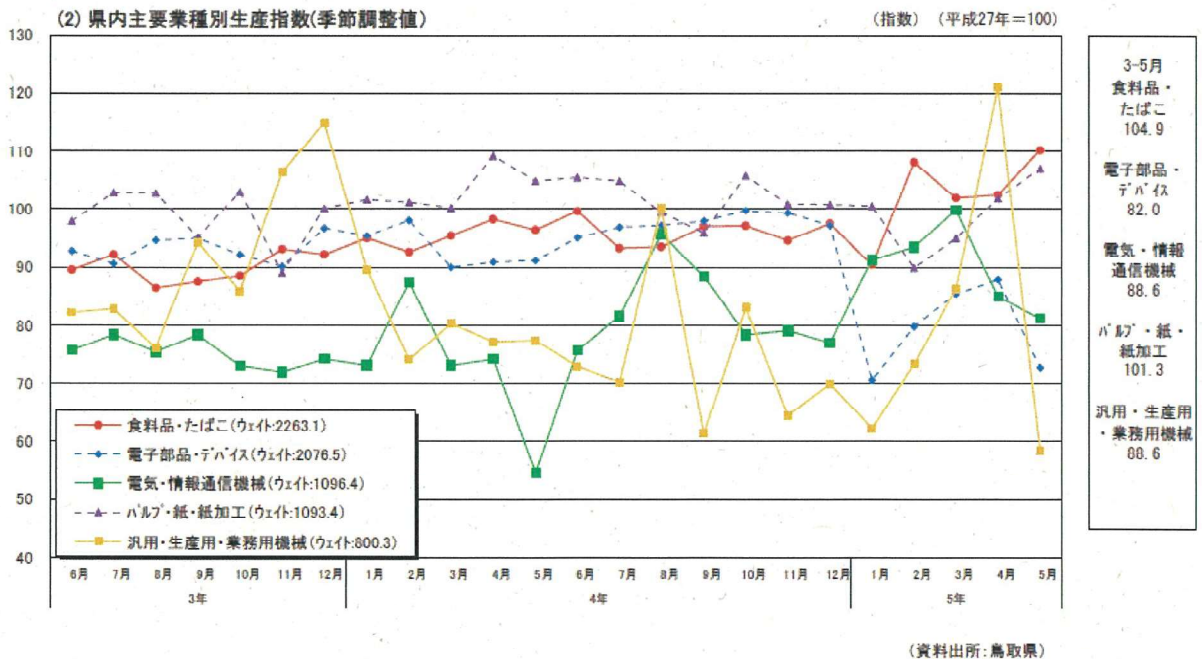
また、「鉱工業生産指数(季節調整値)」及び「県内主要業種別生産指数(季節調整値)」は、次のとおりである。

(出典：鳥取県内の経済情勢／令和5年7月財務省中国財務局鳥取財務事務所作成)

(1) 鉱工業生産指数(季節調整値)



(2) 県内主要業種別生産指数(季節調整値)



※ 「鉱工業生産指数」とは、鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷、在庫に係る諸活動、製造工業の設備の稼働状況、各種設備の生産能力の動向、生産水準を示すもの。

※ 「季節調整」とは、経済統計の時系列データから季節要因を取り除き、分析しやすい形にすること。

第2 監査対象とした経済対策に向けた事業

鳥取県の令和4年度における予算編成においては、コロナを越えるとして、「Ⅰ命と健康を守り抜く」、「Ⅱポストコロナの産業・雇用へ」、「Ⅲポストコロナのふるさとへ」、そして「Ⅳ安心安全・エコライフ」との大きな目標を掲げ、積極型予算を編成している。

この中で、予断を許さない新型コロナ対策に万全を期すとともに、「ポストコロナの産業・雇用へ」として、コロナを越える経済対策をはじめ各種事業への積極的な予算編成が行われ、コロナ禍の影響を受けた幅広い業種・地域では、その執行に大きく期待するところである。

については、「ポストコロナのふるさとへ」及び「安心安全・エコライフ」での予算編成も含み、次の主要事業のうち、経済対策に係る事業を監査対象とすることとし、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監査対象を、後述「本年度監査の対象事業」のとおりにした。

＜当初予算額＞

(※補正分)

I	命と健康を守り抜く	(163 億円)
II	ポストコロナの産業・雇用へ	(162 億円)
	＜コロナを越える経済・雇用対策＞	90 億円
	・ 中小企業経営力強靱化推進事業	14,708 千円
	・ コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業	25,323 千円
	・ 企業立地事業補助金	2,919,133 千円
	・ 戦略的事業承継推進モデル構築事業	10,640 千円
	・ 国際航空貨物ルート構築推進事業	10,000 千円
	(その他事業)	
	＜デジタルなど新産業の創造＞	31 億円
	・ 鳥取県産業成長応援補助金	1,969,398 千円
	・ ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業	41,160 千円
	・ デジタルグリーン物流推進支援事業	5,500 千円
	・ 物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業 (補正)	(※45,000 千円)
	・ ハイブリッド型海外需要獲得強化事業	13,000 千円
	(その他事業)	
III	ポストコロナのふるさとへ	(169 億円)
	＜新しい人の流れの創出と新時代の観光立県＞	34 億円

	・とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金	21,400 千円
	(その他事業)	
IV	安心安全・エコライフ	(170 億円)
	《SDGs の実践による持続可能な地域づくり》	14 億円
	・SDGs 循環経済モデル創出事業	9,092 千円
	・【SDGs 企業認証】経営伴走サポート事業	5,600 千円
	・【SDGs 企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業	11,092 千円
	・【SDGs 企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業	14,261 千円
	(その他事業)	

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

【商工労働部】			当初予算額 (※補正分)
商工政策課	中小企業経営力強靱化 推進事業	中小企業経営力強靱化プロ グラム推進事業	6,208
		中小企業経営力強靱化補助 金	8,500
	コロナ克服「攻めの感染 対策」支援事業	ビヨンドコロナ型ビジネスモ デル実装推進補助金	20,323
		安心・安全事業継続支援補 助金	5,000
	SDGs循環経済モデル創出事業		9,092
	【SDGs企業認証】経 営伴走サポート事業	SDGs企業認証サポート 窓口運営事業	1,000
		認証取得支援事業	1,800
		SDGs経営転換支援事業 等	2,800
	【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ 事業		11,092
	立地戦略課／企業 支援課	鳥取県産業成長応援補 助金	小規模事業者挑戦ステージ
生産性向上挑戦ステージ			
成長・挑戦ステージ			118,121
成長・規模拡大ステージ			1,308,053
一般投資支援			
成長企業応援セミナー開催			
			社宅整備費補助金
立地戦略課	企業立地事業補助金		2,919,133
	とっとり先駆型ラボ誘 致・育成補助金	事前調査支援	2,400
		オフィス設置支援	10,000
		研究開発拠点設置支援	9,000
企業支援課	ポストコロナを見据え た商店街等新展開支援 事業	商店街等新展開支援事業補 助金	35,000
		商店街等デジタル活用強化 支援事業	6,160
	戦略的事業承継推進モ デル構築事業	中山間地域の持続に向けた 事業承継推進モデル構築事 業	7,389
		「起業型」事業承継推進モデ ル構築事業	3,251
	【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事 業		14,261
通商物流課	国際航空貨物ルート構築推進事業		10,000
	デジタルグリーン物流推進支援事業		5,500

通商物流課	物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業(補正予算)		※45,000
	ハイブリッド型海外需要獲得強化事業	海外市場オンラインビジネス視察	1,000
		ライブコマース海外テストマーケティングの実施	4,000
		バーチャル鳥取県ショールームの開設	3,000
		ハイブリッド型マッチング商談会	5,000

第3章 監査の結果

第1 商工労働部商工政策課

1 中小企業経営力強靱化推進事業

(1) 事業の概要

県内中小企業による自然災害や新型コロナウイルスに対応したBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の策定・見直しなど支援するとともに、多様化する経営リスクへの備えを促すことで、社会的信用力の向上及びサプライチェーンの維持を図りながら地域経済の強靱化につなげる。

(2) 事業内容

1. 中小企業経営力強靱化プログラム推進事業 (6,208千円)

区分	内容
普及啓発	○（新）経営力強靱化セミナー（年3回） ・気候変動や新型コロナウイルスなど企業を取り巻く新たなサプライチェーンリスクに対する意識啓発を図る。
BCP策定支援	○とっとりBCPサポートセンター ・BCP策定及び実行に際し、技術・ノウハウ支援を行うとともに、企業内におけるリスク診断等相談案件に応じて分野別専門家（感染症対策、BCP策定等）による無料相談を実施するなど、専門相談窓口を開設する（商工労働部内）。 ○震災対策アドバイザー派遣 ・企業に専門家を派遣し、ハザードマップに基づくリスク診断等を実施する。 ○企業リスク診断サイト「トリB」 ・インターネット上で企業リスクを簡易的にセルフ診断できる機能を「トリB」に追加し、BCP策定に向けた導入支援を行う。
BCP人材育成	○BCPセミナー・BCP策定ワークショップ（年6回） ・専門家の指導のもとに、BCPに係る意識啓発及び策定支援を行う。 ○BCP継続改善スキル研修（年2回） ・実践的模擬訓練や訓練マニュアルの提供によりBCP実効性向上を支援する。

2. 中小企業経営力強靱化補助金 (8,500千円)

区分	対象経費	補助率
一般対策型	BCPの実効性向上や災害対策強化に要する防災措置（蓄電池・止水板・防災備蓄等）、サイバーセキュリティ対策等の導入経費	補助率1/2 上限額50万円 (下限額30万円)
地域貢献型	BCPに基づいて行う地域住民の安心・安全に資する活動（蓄電池等を活用した電力の地域開放、備蓄品の提供等）に要する経費 ※地域住民へ協力する旨の協定等の締結を条件とする。	補助率2/3 上限額100万円 (下限額30万円)

(新) サプライチェーンリスク対応型	サプライチェーンの維持・強化に要する対策や調査等 (元請企業からの情報開示、サプライヤーに対する調査等) に要する経費	補助率 1 / 2 上限額 30 万円
--------------------	--	------------------------

(3) 事業実績 (決算額)

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
中小企業経営力強靱化 推進事業	14,708	▲ 4,761	9,861	86

(4) 監査結果

(中小企業経営力強靱化補助金)

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

鳥取県の会計規則によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令で定める場合に限り、指名競争入札や随意契約を認めている。

また、随意契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が 20 万円以上の場合にあっては複数の者から見積書を徴するなど、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続を定めている。

これに対して、補助事業者が行う補助対象事業費の見積りについては、補助対象事業に対して鳥取県会計規則がそのまま適用されるものではないものの、この補助対象事業費を基に、補助金が算定され、多額の補助金が投入されることを考えると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金額を算出し、これをもって財務執行されるべきと考える。

については、次のものについては、1 者からしか見積りが徴されておらず、その理由も明確ではないところがあるので、競争原理に基づいた合理的な補助対象事業費を基に補助金を算出すべきであると思われる。

なお、県は、令和 5 年 3 月 10 日付総務部財政課長通知（「補助金等交付事務の適正化について」）により、「補助事業者が行う補助対象事業について、県の会計規則等を参考に、競争原理が働く運用となるよう努める。」旨を発出していることから、今後、より適切な運用が期待できるところであるが、交付申請時の説明資料等に、はっきりと明示し、審査の段階でも、確実にチェックをしていただきたい。

- ① 株式会社A 自家発電設備工事 3,906,870 円
- ② 有限会社B 統合脅威管理装置 1,100,000 円

③ C株式会社 蓄電池システム、ネットワークセキュリティ 1,284,800円

(BCP(事業継続計画)継続改善スキル研修)

イ 研修参加申込書への配慮不足【意見】

県内中小企業による自然災害や新型コロナウイルスに対応したBCP(事業継続計画)の策定等が必要であることから、これに係る研修を実施している。

当該研修の対象者は、広く中小事業者を対象として募りながらも、研修参加申込書の申請者の欄には会社(法人)用の申請者欄のみ刷成されており、参加者名簿を見ると、個人の事業者からの参加申込みはない。

BCP問題は法人に限らず、広く事業者に関わる喫緊の課題と思われることから、個人事業者も参加しやすくするために、様式の改善が必要ではないかと思われる。県民目線でのきめ細かな配慮をお願いしたい。

(経営力強化セミナー)

ウ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】

契約書への収入印紙の貼付については、「契約事務処理要領」によると、「契約書等(請負契約書等の印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げる文書)のうち、県が保管する契約書等(変更契約書を含む。)は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。

この処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、「請書」となっているものや原契約書を変更する「変更契約書」に印紙の貼付漏れが見受けられた。

具体的には、令和4年9月1日に、株式会社Dから県あて提出された次の請書(契約書)には収入印紙の貼付がないが、契約書とは、「文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約の成立、更新、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいう。」とされており、課税文書になると思われる。

後述でも、「収入印紙の貼付漏れ」の指摘をさせていただいているが、他の事業についても収入印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。

なお、点検後の収入印紙の貼付漏れ等については、税務署に相談の上、対処する必要がある。

請 書

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び本書に定められた各条項を遵守し、信義誠実に履行します。

令和4年9月1日

受注者 住 所

商号又は名称
代表者氏名

下記のとおりお請けします。

記

名 称	経営力強化セミナー（BCPフォーラム）業務
業務内容	別紙経営力強化セミナー（BCPフォーラム）業務仕様書のとおり
契約金額	金550,000円 （うち消費税及び地方消費税の額50,000円）
違 約 金	遅延日数1日につき契約金額から既済部分に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額
委託期間	令和4年9月1日から令和4年11月30日まで
支払方法	精算払
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関しては、裏面記載の各条項に従います。 2 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、発注者である鳥取県と協議して決定します。 3 この契約に係る訴訟の合意による専属的合意管轄裁判所を鳥取県鳥取市を管轄する裁判所とすることに同意します。 4 鳥取県の承認を受けないで再委託はしません。 5 履行完了後、30日以内に実績報告書を提出しますので、鳥取県は実績報告書を受理した日から起算して10日以内に検査をしてください。 6 鳥取県は正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る契約金額を受注者に支払ってください。

2 コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業リスク軽減を図りながら、企業・団体等で取り組む安心・安全な事業継続に向けた取組や、新技術や価値観変容等の動きを捉えたコロナ後における新たな事業継続モデルの構築支援により、県内経済・産業の持続性を確保するとともに、コロナ禍からの本格再生を図る。

(2) 事業内容

ア ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金 (20,323 千円) (債務負担行為：令和5年度)

- 県内における広域展開を視野に、新技術や価値観変容などを捉えつつ、コロナ後を見据えた事業継続モデル実装を支援するため、補助金を交付する(20,000 千円)。

補助対象事業者	事業者コンソーシアム（複数企業・団体等を構成員とするグループ） ※新規性の高い事業継続モデルを構築するため、異業種間企業連携のほか、県外企業の参画も可とする（管理法人は県内企業・団体とする）。 ※広域的・面的なモデル実装を促進するため、コンソーシアムには関連する団体・組合組織等（飲食・観光団体、事業組合、商工団体など）の参画を必須とする。 ※コロナ禍で大きな影響を受けた業界・業態を対象とする。
対象事業	新技術や価値観変容など複合的に組み込んだ、持続可能な事業継続モデルの構築 [コロナ後を見据えた事業継続モデル(例)] ・観光・飲食エリアにおけるゴーストキッチン(店内飲食機能を持たず、宅配やテイクアウトに特化した飲食業態)の導入 ・仮想空間に店舗を設置し、実際の店舗に近い売買体験ができるオンラインショッピングの展開等
補助率	2/3
補助上限	10,000 千円
対象経費	調査検討費、機械装置費、システム構築費、技術開発・導入費、広報発信費等
事業期間	12ヶ月

- 外部有識者による審査会運営費等 (323 千円)

イ 安心・安全事業継続支援補助金 (5,000 千円)

- 新型感染症対応型BCPを策定した県内中小企業・団体を対象に、同BCP実行に要する経費支援のため、補助金を交付する。

補助対象事業者	新型コロナウイルス対応型BCPを策定（又は策定予定）した、県内中小企業・団体
対象経費	新型コロナウイルス対応型BCP実行に要する経費 [対象経費の例] ・Web上の事業活動強化（営業、採用活動等）に要する経費 ・感染拡大時の拠点分散化（サテライト、製造現場、本社等）に必要なネットワーク形成等に要する経費 等
補助率	1/2
補助上限	500千円（下限300千円）

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業	25,323	0	0	25,323

(4) 監査結果

（ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金）

ア 予算執行がない事業計画【意見】

コロナ後を見据えた新規性の高い事業の仕組みづくりを支援するとして、複数の事業者や団体等を含む事業者のコンソーシアム（共同事業体）の代表事業者を支援するとして事業を計画されたが、相談程度はあったものの、具体的な取組には至らず、予算の執行はできなかった。

新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期でもあり、現状を維持することが最も優先される時期であったと推察されるが、事業者ニーズを捉えた、実効性ある事業計画の策定が望まれる。

3 SDGs 循環経済モデル創出事業

(1) 事業の概要

国内外における温室効果ガス削減目標が上方修正されるほか、SDGs（持続可能な開発目標）実現に向けた機運が高まりつつある中、県内企業における資源循環と収益性の両立を図る新たな循環経済モデルの創出を支援し、持続可能な地域社会・地域経済の実現に貢献する。

(2) 事業内容

ア 循環経済モデル構築支援補助金（9,092千円）

- ・ 複数の事業者が連携して行う、廃プラスチックや廃太陽光パネル、未利用生物資源など様々な素材の水平リサイクル（※）をはじめとした循環経済モデルの構築支援のため、補助金を交付する。（9,000千円）

（※）「水平リサイクル」とは、使用済製品を原料として用いながら、同一用途の製品としてリサイクル製品を製造することをいい、企業によるSDGs（持続可能な開発目標）実現に向けた取組として注目を集めつつある。

補助対象事業者	事業者コンソーシアム（複数企業・団体等を構成員とするグループ）
対象経費	他者が排出する廃棄物資源を回収・循環させる仕組みづくりに要する経費（想定される取組例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄プラスチックを広域で回収し水平リサイクルする取組 ・ 未利用水産資源を有効活用するための取組 ・ 食品加工時に排出される残渣を再利用するための取組など
補助率	2/3
補助上限	3,000千円

- ・ 外部有識者による審査会運営費（92千円）

イ 資源循環マッチング支援事業（【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業で対応）

- ・ 循環資源の提供者と利用者のマッチング機会の場づくりを行いながら、循環可能な資源が活用される機会創出を支援する（上記「ア」のコンソーシアム組成のほか、事業拡大を目指す事業者を対象に支援を行う）。

(3) 事業実績 (決算額)

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
SDGs循環経済モデル創出事業	9,092	0	4,958	4,134

(4) 監査結果

(SDGs循環経済モデル創出事業)

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

前述(第3章第1-1-(4)-ア)と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。

また、見積りを取った業者とは別な業者に発注し、割高になっているにも関わらず、これに係る特段の指摘もない。

については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金を算出し、財務執行されるべきであり、鳥取県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。

① E株式会社

堆肥製造装置(充填装置を含む)1基当たり2,200,000円の見積りを取りながら、実際には、見積りをした社を除く計5社から部分購入し、見積りを上回る計2,530,220円の実績となっている。

また、この外に、肥料袋製作費880,000円も1者見積りとなっている。

② 株式会社F(真空袋製作費110,000円、真空包装機924,000円、おから充填装置1,980,000円)

4 【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業

(1) 事業の概要

都道府県レベルで全国初となる「SDGs企業認証制度」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行いながら、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。

(2) 事業内容

令和4年4月に発足予定の「SDGs企業認証制度」の運用に際し、認証事業者の取組拡大や認証支援事業者(※)など認証を目指す事業者の申請支援を行うための体制を構築する。

※ 認証支援事業者：認証申請に意欲を有するものの、認証に至らない県内中小事業者を対象とした支援制度

ア SDGs企業認証事業者等を対象とした伴走サポート

(単位：千円)

区分	内容	予算額
SDGs企業認証サポート窓口運営事業	SDGs企業認証制度の制度広報や申請支援を行うとともに、認証事業者及び認証支援事業者の伴走支援相談に対応するため、ワンストップ相談窓口を開設する(県、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会等と連携しながら開設)。	1,000
認証取得支援事業	認証事業者及び認証支援事業者を対象に、取組課題実現及び認証取得に向けた申請書改善に向け、専門家による伴走支援を行う。 【専門家による伴走支援(例)】 ・環境経営専門家によるエネルギー使用量の把握等支援 ・BCMS(事業継続マネジメントシステム)専門家による事業転換・BCP(事業継続計画)策定支援など	1,800

イ SDGs経営への転換等支援

(単位：千円)

区分	内容	予算額
SDGs経営転換支援事業	① 普及啓発、SDGs経営転換支援 2030年を見据えたSDGs経営転換に向けたノウハウ等を得るための各種セミナーや、円滑な認証申請を促すためのワークショップを開催する。	1,200
	② SDGs企業マッチング支援 オンラインSDGsプラットフォーム(民間運営)などを活用し、認証事業者等とSDGs経営に関心が高い県内外の企業とのマッチング支援を行い、商品開発や販路開拓など各種取組課題の実現推進を応援する。	1,200
認証審査会等運営費	・外部有識者による認証審査会の運営等を行う。	400

ウ SDG s 経営実現に向けた取組拡大支援（「企業版ふるさと納税タイアップ事業」及び「持続可能な企業経営金融支援事業」により対応）

認証事業者等によるSDG s 経営実現に向けた取組促進を後押しするため、各種取組に必要となる資金調達支援を行う。

(3) 事業実績（決算額）

(単位：千円)

事業名	当初予算額	補正予算額	決算額	予算額－決算額
【SDG s 企業認証】 経営伴走サポート事業	5,600	▲ 2,500	258	2,842

(4) 監査結果

（【SDG s 企業認証】経営伴走サポート事業）

ア 専門家の伴走支援等による取組の促進【意見】

当事業は、鳥取県の「SDG s 企業認証制度」の発足を受けて、この推進と取組を希望する企業への支援を目的に事業者への伴走支援等として予算化されたものであるが、執行額は、258 千円（当初予算額の 4.6%）に留まっている。

その内訳を見ると、サポート窓口運営事業費として事業委託費が約 8 万円、PR 費用としてロゴ、ステッカー製作費が約 10 万円、及び認証審査会等運営費が約 8 万円となっており、同制度の利用促進に向けたセミナーなど促進は行われているが、認定事業者やその支援事業者を支援するとしていた専門家の伴走支援は十分に活用が進んでおらず、また、認証事業者等とこれに関心のある県内外企業とマッチングし、商品開発や販路開拓を推進するとしていたマッチング支援事業も実現に至っていない。

鳥取県は、2030 年に向けてSDG s 目標を達成するとして、行政や県民だけでなく、企業においても率先して社会や環境を維持可能なものとしていくための経営が重要としてこれを推進するとしているが、SDG s という壮大なテーマへの理解の難しさや自社の事業にマッチした目標の設定、更には、その推進の難しさが察せられるところであり、専門家の伴走支援等も含めた積極的な取組が期待される。

とっとり S D G s 宣言

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



少子高齢化・人口減少が続く本県において、すべての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けるためには、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」理念のもと、県内の全域が活力を持ちながら持続していく必要があります。

そのため、「豊かな自然」、「人と人の絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」といった、都会にはない鳥取ならではの強みをさらに伸ばすとともに、県民をはじめ、市町村、企業、NPOなどとのパートナーシップにより、持続可能な地域社会の実現に向けて取組ます。

- 持続可能な地域社会づくりのためにSDGsの普及啓発を図り、本県ならではのパートナーシップを活かしたSDGs推進に取組ます。
- 県の各種計画へSDGsの視点を反映するとともに、経済・社会・環境の三側面を統合した取組を推進します。
- SDGs推進のための具体的な目標及びローカル指標を設定するとともに、県民と共有し、毎年、取組の効果検証を行います。

令和2年4月3日 鳥取県知事 平井 伸治

【参考】SDGs(エスディーゼーズ) Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される2030年を年限とした国際目標。

5 【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税ティアップ事業

(1) 事業の概要

都道府県レベルで全国初となる「SDGs企業認証制度」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行いながら、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。

(2) 事業内容

令和4年4月に発足予定の「SDGs企業認証制度」の運用に際し、認証事業者及び認証支援事業者(※1)によるSDGs経営実現に向けた課題解決のため、企業版ふるさと納税(※2)など活用した資金調達支援を行う。

※1 認証支援事業者:認証申請に意欲を有するものの、認証に至らない県内中小事業者を対象とした支援制度

※2 企業版ふるさと納税:国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附による応援を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み(損金算入による軽減効果と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減される)

ア SDGs経営促進補助金・奨励金(10,000千円)

調査や試作開発、マーケティング、アイデア実証などの取組に係る経費を補助するとともに、「企業版ふるさと納税」を活用し、補助事業者と寄附企業とのマッチングを図りながら、寄附金額を奨励金として支給する。

① SDGs経営促進補助金

補助対象事業者	認証事業者、認証支援事業者
対象経費	認証内容に位置づけられた各種経営課題実現に要する経費(調査、試作、デザイン、アイデア実証など調査・開発段階におけるものを対象)
補助率	1/2
補助上限	1,000千円 ※②の奨励金と合わせて、最大2,000千円の事業費支援を行う。

② 企業版ふるさと納税ティアップ奨励金

支援対象事業者	①の補助対象事業者
支援内容	企業版ふるさと納税を活用して得た寄附金額について、支援対象事業者に奨励金として支給する。
支給上限	①の補助金額と同額(最大1,000千円)

イ その他運営経費(1,092千円)

- 審査会運営に要する経費、企業版ふるさと納税運営事業者への委託料

(3) 事業実績 (決算額)

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税ティアップ事業	11,092	0	6,567	4,525

(4) 監査結果

(企業版ふるさと納税ティアップ事業)

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

前述(第3章第1-1-(4)-ア)と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。

については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって、補助金額を算出し、これにより財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきであると思われる。

- ・ 株式会社G (発注先H株式会社) 446,050円

第2 商工労働部立地戦略課／企業支援課

1 鳥取県産業成長応援補助金

(1) 事業の概要

鳥取県産業成長応援条例に基づいて認定を行った企業等の新たな取組及び設備投資等に対し、産業成長応援補助金を交付する。

(2) 事業内容

ア 産業成長応援補助金 1,940,938 千円（債務負担行為 790,000 千円（令和5～7年度））

（単位：千円）

	区分	補助対象事業	補助率（上限額）	予算額
A	小規模事業者挑戦ステージ	小規模事業者による新たな取組（商品開発、販路開拓等）	1/2 (200万円)	514,764 (交付決定枠 650,000)
B	生産性向上挑戦ステージ	労働生産性を向上させる事業	1/2(※) (500万円)	
C	成長・挑戦ステージ	将来の成長に向けた事業拡大の取組で、重点分野又はその他の分野に係る事業	1/2(※) (重点分野 1,500万円 上記以外 1,000万円)	118,121 (交付決定枠 140,000)
D	成長・規模拡大ステージ	将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額 3,000 万円超の大規模な事業で重点分野に係るもの	1/5 (10億円) ※+5%加算あり	1,308,053
E	一般投資支援	製造業・その他の業種の事業で、投資額 3,000 万円超の大規模な事業	1/10 (5億円) ※+5%加算あり	
合計				1,940,938

(※) 組合・任意グループの場合は 2/3

＜制度改正＞ 成長・規模拡大ステージの対象に「国内回帰分野」を追加

コロナ禍による海外生産リスクを踏まえた生産拠点の見直しの動きを捉えて、成長・規模拡大ステージの重点分野に「海外から県内へ生産移管する取組（国内回帰分野）」を追加する。

- ・ 基本補助率 10%→20%、上限 5 億円→10 億円に引上げ※令和 5 年度末まで
[現行の重点分野] 成長ものづくり、自然環境調和、国際需要拡大、IoT
等先端技術、低炭素技術開発

イ 中核企業育成に向けた成長企業応援セミナーの開催 1,000 千円

上場企業による上場体験談などの事例紹介等のセミナーを開催し、本県における中核企業育成に繋げる。

ウ 産業成長事業社宅整備費補助金 27,460 千円（既認定分）

県内企業の事業拡大に伴い、人材確保のため新たに整備する社宅等に係る費用に対し補助金を交付する。

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名		当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額 () 繰越額
A	小規模事業者挑戦ステージ	514,764	0	393,158	121,606
B	生産性向上挑戦ステージ				
C	成長・挑戦ステージ	118,121	0	69,558	48,563
D	成長・規模拡大ステージ	1,308,053	1,070,000	1,208,429	1,169,624 (500,000)
E	一般投資支援				
成長企業応援セミナー開催		1,000	0	0	1,000
社宅整備費補助金		27,460	0	1,639	25,821
合計		1,969,398	1,070,000	1,672,784	1,366,614 (500,000)

※ () 書きの繰越額は内数

(4) 監査結果

《小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ》

鳥取県産業成長応援条例等に基づき、県内4つの商工会議所及び商工会連合会並びに中小企業団体中央会（以下「間接補助事業の実施主体」という。）に対し、これに係る事務費及び間接補助対象経費（間接補助事業の実施主体の補助金の原資）を補助金として交付している。

なお、同補助事業の実施に当たっては、同条例のほか、県が定める「産業成長応援間接補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）交付要綱」（以下

「小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ交付要綱」という。)及び県指導の「産業成長事業のご案内及び同補助事業実施の手引き」(いわゆる「Q&A」と呼ばれるもので、以下「Q&A」という。)により統一的な運営に努めている。

今回の監査においては、間接補助事業の実施状況等を確認するため、間接補助事業の実施主体6団体のうち、鳥取商工会議所及び鳥取県商工会連合会に絞って臨場したところ、次のとおりであった。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

ア 概算払額の算出基準の策定【意見】

当該事業は、間接補助事業であり、交付決定を受けた間接補助事業者は、間接補助事業を実施する県内の商工団体から支払を受けるが、県は、この補助金の原資として、商工団体へ補助金を交付している。

また、県は、間接補助事業者へ早期に支払ができるよう、事前に間接補助事業を実施する商工団体へ概算払を行っており、その概算払の額は、県担当課が、例年の要求額を参考に商工団体に増減の見込みを照会したところで決定しているが、商工団体からの連絡を受けた金額(執行見込み額)をそのまま決定している実態にある。

今回、事業の実施状況等を確認するため、二つの商工団体に臨場したが、そのうちの一つの商工団体では、所要資金に余裕を持たせるため補助事業の終了予定のもの(執行見込み額)に補助事業1件分加えて金額を要求しており、また、これまで四半期毎に所要額を伝えていたところ、事務軽減を図るため半期毎に要望しているなど、それぞれ商工団体の基準をもって算出した所要額を執行見込み額として伝えている現状にあった。これにより、一つの商工団体では、令和2年度補助金に係る事業2年目(令和3年度)の概算払を受けた金額を令和3年度末に精算し、令和4年度期首に、24,208千円(概算払額の29.5%)を県あて返納しており、もう一方の商工団体での同返納額は28,685千円(概算払額の25.3%)となっている。

これについて、県担当課からは、例年の概算払額を踏まえながら概算払額を決定しているが、複数の事業者の事業完了見込みを想定したものであることから、見込みどおりに終わらないことも多く返納が生じたものであり、事業者への資金が供給できなくなる事態を避けるためには必要であるとの説明があった。

については、間接補助事業者である小規模事業者への早期支払いに意を注ぐことは必要であるものの、一方で県会計規則には、概算払を行う場合は、その適否を調査の上、支払をしなければならない、また、その額は3月分の予定額を超過してはならないとあることなどから、会計規則に従った一定の算出基準を設けるな

ど、不測の事態が生じないように、より厳正な取扱いが必要であると思われる。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

イ 補助対象事業費に係る消費税の取扱い【指摘】

小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ交付要綱の第3条（補助金の交付）には、「補助金の額は、補助対象事業費の額に補助率を乗じて得た額以下とし、この場合においては、仕入控除税額（消費税法に係る消費税額として控除できる部分の金額と、これに係る地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下、「仕入控除税額」という。）を除く」としている。よって、消費税法による仕入控除税額がない「免税事業者」及び「簡易課税事業者」の場合は、補助対象経費にはこれに係る消費税も補助対象に含まれると考えられる。

しかしながら、これに係る県が示す「Q&A」には、「消費税は補助対象経費の対象とならない」と明記していることから、全ての事業者において一律、補助対象経費からこれに係る消費税額を差し引いて補助金が算出されている。

については、小規模事業者を支援する同補助金の趣旨からも、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費には、交付要綱どおり、消費税相当額を含めるべきと考えられる。特に、令和5年10月1日からはインボイス制度が導入されたところであり、新たに免税事業者から課税事業者を選択、その多くが簡易課税制度を選択されるものと思われることから、交付要綱と「Q&A」との整合性を図り、補助金の適正な執行を行うべきである。

なお、商工会等や市町村の職員が交付申請書の記載方法について、相談を受けた場合も県と同様の取扱いを行っており、是正の指導を行うべきである。

これに対して、県担当課からは、「仕入税額控除分を交付した場合の事業者の補助金返戻に要する事務手続の負担も考慮し、免税事業者も課税事業者と同様に消費税を交付対象外とした運用をしてきたものであり、県の統一的な基準に基づく取扱いである。」との説明があったが、交付要綱に従い、免税事業者や簡易課税事業者を除く一般課税事業者は、「仕入税額控除」があることから、補助対象事業費には消費税を含まず、一方で免税事業者や簡易課税事業者は、「仕入税額控除」がないことから、補助対象事業費には、消費税を含めるべきと考える。

また、県の他部署では、同様な補助金交付要綱の規定があるものの、その趣旨に沿って、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費については、これに係る消費税額を含むとしているところもあることから、補助事業費の消費税の取扱いを整理される必要があると考える。

「補助金返戻に要する事務手続の負担軽減」よりも、小規模事業者の支援に目を

向けるべきと思われることから、申請時において、一般課税事業者か否かの判定を適切に行うべきではないかと思う。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

ウ 補助対象事業費の見積り方法【意見】

前述(第3章第1-1-(4)-ア)と同様に、補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。

については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。

なお、臨場した「鳥取県商工会連合会」では、補助事業における発注先の選定に当たっては原則2者から見積りをとるよう手引きで説明し、困難な場合は実績報告時に理由書を提出するとしており、「鳥取商工会議所」では、対象費用が目的に沿ったものであるか否かの観点から、見積りの適否を含めて、交付額確定の検査時において検査担当者の判断に委ねるとしているが、いずれの団体とも、複数見積りができなかった理由書の添付はなく、検査書類上にも何ら特記事項の記載もないことから(鳥取県商工会連合会は「検査時チェックリスト」により審査しているが、審査項目には盛り込まれていない。)、補助事業者から提出された実績報告書を追認するにとどまり、補助対象事業費の金額が、経済的かつ合理的な金額であるか否かの判断が、不足しているものと思われる。

これについては、必ずしも不適切であると言い切れるものではないと思われるが、この補助対象事業費を基に、補助金が算定されていることから、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額を基に算出されるべきと考える。今後、より適切な運用となるよう、交付申請時の説明資料等にはっきりと明示するとともに、審査の段階でも、確実にチェックするよう指導をすべきである。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

エ 補助金交付時の検査における証拠書類の保全【意見】

補助金の交付決定に当たっては、事業者から提出された補助事業の実績報告書に基づき事前検査が行われており、今回臨場した二つの商工団体とも複数人で臨場し、関係書類及び成果物を検査するとしているが、事業者から提出される実績報告書には、証拠書類等の写しなどは一切添付されておらず、これに係る検査担当者の復命書にも、書面を検査したものとして、例えば「補助金事業取得物件等の見積、発注、納品、請求、領収書等」と記載しているのみであり、証拠書類等の写しなどは一切添付されていない。

については、証拠書類の保全が不十分と思われることから、適正に補助事業を執行する観点から、適切な事務処理体制の構築を指導する必要があると思われる。

また、県が事後監査する場合にも、これら証拠書類を確認するなど適切な対応が必要と考える。

(小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ)

オ 個別の間接補助事業の執行状況

① 補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの

◇ 株式会社 I (海外展開支援)【意見】

鳥取県補助金等交付規則及び交付要綱並びにこれに係る手引き等(以下「補助金等交付規則等」という。)では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ補助事業者(商工団体)の承認を受けなければならないとある。

その承認を要するものの一つとして「事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらす恐れがある変更」があるが、これに係る事前承認の手続が行われていないことから、交付決定後の変更に対して、補助金の打ち切り等の判断が行われないまま、実績に基づき補助金の交付が行われている。間接補助事業を実施している商工団体からは、実績報告に基づく検査でその適否を検討しているとの説明はあったが、当初の事業計画から大きくその内容を変更する場合にあっては、補助金の効果的な執行を行う観点から、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。仮に、最終検査において、既に遂行した部分を容認せざるを得ないとするならば、補助金の適正かつ円滑な執行を阻害することにも成りかねないと思料される。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,234,000円 補助金額 2,000,000円
- ・ 実績(実行率 9.5%) " 403,700円 " 201,000円
- ・ 理由等: コロナの影響で海外に向けての事業が行えなかった。

◇ J株式会社(新商品の増産化等)【意見】

上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 7,359,000円 補助金額 3,679,000円
- ・ 実績(実行率 39.2%) " 2,881,672円 " 1,440,000円
- ・ 理由等: 設備等の計画変更

◇ 株式会社K（ネットショップの開設）【意見】

上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 3,444,000円 補助金額 1,722,000円
- ・ 実績（実行率 21.6%） " 744,000円 " 372,000円
- ・ 理由等：担当者退職により計画変更

◇ 株式会社L（新たなビジネスの商品化）【意見】

上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,000,000円 補助金額 2,000,000円
- ・ 実績（実行率 35.4%） " 1,414,610円 " 707,000円
- ・ 理由等：試験実績不調による計画変更

② 補助事業中止（変更）の承認漏れ【指摘】

◇ M株式会社（新分野進出）

「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を中止、廃止しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとあり、間接補助事業の中止の承認申請があった場合は、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うとされている。

しかしながら、手続が煩雑になるとの理由等から、実績報告書に基づき補助金額0円（通称「0決定」）の部内処理で済ませており、合規性の観点からも問題である。

また、当該事案では、当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったのではないかとと思われる。

なお、補助事業者との間で十分なコミュニケーションが不足していたのではないかとと思われることから、事業者への適切な事業支援と指導の充実に努める必要がある。

- ・ 交付決定額 補助対象事業費 4,870,000円 補助金額 2,000,000円
- ・ 実績（実行率 0%） " 0円 " 0円
- ・ 理由等：計画変更による補助事業の中止

◇ 有限会社N（新たな事業の導入）【指摘】

上記と同様に、補助事業が中止されたものであり、本来であれば規定に基づき、間接補助事業の中止の承認申請を行わせ、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うべきであり、合规性の観点から問題である。

また、このケースにおいては当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったはずであり、補助事業者との間で十分なコミュニケーションを図りながら事業支援と指導を行うべきであったと思われる。

- ・ 交付決定額 補助対象経費 4,908,000円 補助金額 2,000,000円
- ・ 実績（実行率 0%） " 0円 " 0円
- ・ 理由等：計画変更による補助事業の中止

③ 補助金の算定【意見】

◇ ○株式会社

補助対象事業費の額の算定において、設備導入費3,560千円から、中古機械の下取価格（480千円）を差し引いた3,080千円を基に、補助率1/2として1,540千円の交付決定を行っているが、交付要綱によれば、下取り機械を差引くようにはなっておらず、適正な下取り価格であるとすれば、設備導入費3,560千円を基に、1,780千円（240千円増額）とすべきである。

県担当課からは、「交付要綱では500万円以下、補助率1/2」であることから、設備導入費と相殺される下取額分を減額して、補助対象経費を算定したとしても、不適正でない。」との説明があったが、仮に、そのように実施するのであれば、申請者によって不公平な取扱いとならないように、交付要綱に明記すべきである。

御見積書

御中

下記の通り御見積り致しましたので何卒御用命賜りたく、お願い申し上げます

見積金額： ¥3,388,000 (税込)

- ① 受渡場所： 御社ご指定の場所
- ② 納期： ご注文後約2.5ヶ月
- ③ 御支払条件： 別途御協議
- ④ 見積有効期限： 提出後30日



	品名	数量	金額 (円)	付帯費用 (実費)	金額 (円)
本 体 ・ 特 別 仕 様	株式会社製3.0tミニバックホー			納入運賃諸掛	弊社負担
	型式:U-30-6A HGU	1台	3,670,000	下取機引取運賃諸掛	
	仕様			ネーム記入費	弊社負担
	・2ポストキャビ			車検費用 (持込運賃含む)	
	・ロングアーム仕様(+160mm)				
	・ゴムクローラ			※1 付帯費用計	
	・2パターンレバー (縦横切替)				
	・シリンダーガード				
	・耐火ホースカバー				
	・ポケット補強				
・ポケットフック					
・平ソメ					
	貴社特別値引	1式	▲ 110,000		
①	計		3,560,000		
②	下取相殺	※2	480,000		
③	合計 ① - ②		3,080,000		

下取機 (納入時引取)	
メーカー・品名	
機種	
機番	
製造年月	
仕様	
※2 下取価格	480,000
アローメータ	
査定年月日	

本見積金額には、下記消費税額は含まれておりません。
御契約の際、別途加算させていただきます。

消費税	項目	金額
④	納入機分	356,000
⑤	下取機分	48,000
⑥	差引計 (④ - ⑤)	308,000

支払条件	
現金 (頭金)	
割賦回数	
割賦手数料 日歩	
手形初回支払期日	

《成長・挑戦ステージ》

カ 個別の補助事業の執行状況

① 補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの

◇ 株式会社P【指摘】

- ・ 事業期間：R 1. 10. 31～R 4. 12. 26
- ・ 実績報告日：R 5. 1. 23、実績報告（R 5. 1. 11 期限）の遅延
- ・ 交付決定額 補助対象事業費 40,496,709 円 補助金額 10,000,000 円
- ・ 実績（実行率 34.3%） 13,879,350 円 " 6,939,000 円
- ・ 理由等：販売低迷から、設備投資を縮小したもの。

当初事業計画では、需要見込みから液体充填包装機3台を導入するとしていたが、受注が低調なことから1台の導入にとどまった。また、実績報告後の検査時においても稼働していなかった。

これについては、県担当課から、「本事業は事業者の新たな取組等を支援するものであり、計画段階では、どの事業においてもある程度リスクはあるものと考えており、本事業は外部審査員の合議を経て事業採択する手続をとっている。結果として、当初の計画から乖離したからといって、補助しないような制度（成功するものだけを支援してリスクを取らないような制度）とすれば新たな県内産業の成長を応援することにはならない。このため、当初の計画どおりとはいかなかったとしても計画内容のうち達成された部分までを対象として補助を行ったものである。」との説明を受けた。

しかしながら、当初から、事業認定に係る審査会の場で、提携企業とされる業者との関係性維持が懸念されるとの意見を表明する委員もいたところであり、その関係性の確認を慎重に行えば、事業計画の見通しも事前に予想ができた可能性もあること、また、一旦交付決定したとしても、鳥取県補助金等交付規則第12条（補助事業等の変更等）、同第13条（遂行等の指示）、同第21条（3）（交付決定の取消し等）での対応も考慮されるべきであったとも考えられる。

鳥取県産業成長応援条例第3条（4）には、「対象事業を確実に実施できると認められる者」に事業認定するとされている。十分な見通しが無い事業計画を認定し、これに伴う補助金を交付したことは、経済性及び有効性に乏しいものであったと言わざるを得ない。

なお、「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとあり、また、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額を確定することとしているが、変更申請もされず、実績報告の提出も遅延しており、補助金決定後の進捗管理が十

分でなく、補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行が図られていないと判断される。

② 実績報告の提出遅延

◇ 株式会社Q【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 3. 27～R 4. 2. 10
- ・ 実績報告日：R 4. 3. 9、実績報告（R 4. 2. 26 期限）の遅延
「補助金等交付規則等」では、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額が確定し、補助事業者への早期支払いなど補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行を図ることとされているが、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社R【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 3. 25～R 5. 3. 26
- ・ 実績報告日：R 5. 4. 19、実績報告（R 5. 4. 11 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社S【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 10. 16～R 3. 10. 21
- ・ 実績報告日：R 4. 2. 21、実績報告（R 3. 10. 31 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社T【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 11. 3～R 3. 10. 14
- ・ 実績報告日：R 3. 11. 17、実績報告（R 3. 10. 30 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ 株式会社U【意見】

- ・ 事業期間：R 2. 12. 1～R 4. 11. 14
- ・ 実績報告日：R 4. 12. 14、実績報告（R 4. 11. 30 期限）の遅延
上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づ

く適切な執行を行うべきである。

◇ V株式会社【意見】

- ・ 事業期間：R 3. 3. 23～R 4. 3. 23
- ・ 実績報告日：R 4. 4. 22、実績報告（R 4. 4. 8期限）の遅延

上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

◇ W組合【意見】

- ・ 事業期間：R 3. 7. 1～R 4. 10. 31
- ・ 実績報告日：R 4. 11. 15 付実績報告（収受印なし）

※ 確定通知書（R 4. 12. 14 付）から遅延と思われる。

上記同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるとともに、実績報告書への収受印押印もれ等が見られることから、規定に基づく適切な執行を行うべきである。

《成長・規模拡大ステージ／一般投資支援》

キ 令和4年度において認定された件数は20件であり、これに係る補助金の額は3,172,873千円(翌年度以降に実施される補助金を含む)と、執行状況は良好である。これらの事業について、予算執行における諸手続及び各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

《社宅整備費補助事業》

ク 不適切な事務処理【意見】

X株式会社への「社宅整備費補助事業」において、当初計画では、全戸数(24戸)分の独身寮を整備する予定としていたが、同中古物件購入前の入居者の退去の遅れから、完成した8戸分のみの事業報告書及び交付申請書を交付申請期限(R 4. 6. 26)直前のR 4. 6. 20に提出した。

その後の書類審査の段階で、申請に不備(補助対象経費2割以上の変更の際の知事未承認)が発覚し、下記のとおり補正を行っている。

また、申請者は、この指示に基づき、R 4. 6. 13 付変更申請書を、交付期限を過ぎたR 4. 7. 6に提出したが、R 4. 6. 17 付で遡及して承認されている。

通常の事務処理であれば、過去日付での申請の指示や遡及しての承認を行うことはないことから、県民に特定の補助対象事業者に対する優位性を疑われるおそれを与えかねない不適切な事務処理と言わざるを得ず、適切な事務処理に努めるべきで

ある。

《事務処理の経緯等》

- ① 整備開始日 H30. 6. 6 (事業認定：戸数 24、補助対象経費 74,592 千円、交付予定 7,459.2 千円)
- ② 整備完了予定日 R 2. 7. 30 (変更後 R 3. 12. 27)
- ③ 入居開始予定 H31. 4. 1
 - ※ R 4. 5. 11 から県と補助事業者の間でやり取りが始まり、6/14 に戸数が 8 戸に減少することに気づいたが、変更承認の手続を失念していた。
- ④ 事業報告及び補助金交付申請日 R 4. 6. 20
 - ※ 2 割以上の減額変更等につき知事未承認のまま提出
 - ※ 交付申請期限は、R 4. 6. 26
 - ※ 提出後の審査時に変更承認手続失念に気づき、R 4. 7 月上旬に、遡及日付での申請手続を指示した。
- ⑤ 事業者は、指示に基づき、R 4. 6. 13 日付で変更申請書を R 4. 7. 6 に提出 (事業認定：戸数 8 戸、補助対象経費 16,391 千円、交付予定 1,639.1 千円)
- ⑥ 上記⑤に対して、遡及日の R 4. 6. 17 で承認し、同日付で変更承認通知書を発出
- ⑦ 上記④に対して、R 4. 8. 4 に補助金の交付決定

第3 商工労働部立地戦略課

1 企業立地事業補助金

(1) 事業の概要

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づいて既に認定を行った事業者の新增設等に対し、企業立地事業補助金を交付する。

なお、同条例に基づく新規の事業認定は終了している。

(2) 事業内容

<補助金交付予定額> 2,919,133 千円

	県内新增設	県外企業誘致	合計
交付対象件数	5 件	5 件	10 件
雇用計画数	116 人	231 人	347 人
総投資額	6,550,283 千円	26,940,323 千円	33,490,606 千円
補助金額	683,564 千円	2,235,569 千円	2,919,133 千円

(3) 事業実績 (決算額)

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
企業立地事業補助金	2,919,133	▲ 525,026	1,618,689	775,418

(4) 監査結果

この事業について、予算執行における諸手続及び各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

2 とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金

(1) 事業の概要

先駆的な事業に取り組む事業者等のオフィス・研究開発拠点等の誘致等を推進し、将来の本県産業の牽引役に成長することを期待した育成支援を行う。

(2) 事業内容

ア 制度概要 準備・構想段階から拠点開設までを、3つのステージで支援する。

[対象事業] 自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、コンテンツ企画作成業等のうち、先駆的な

取組を行う事業

① 事前調査支援

本県で先駆的事業の実施を検討中の事業者に対し、県内事業者等と連携した事前調査費用等を支援する。

補助対象者	県内に事業所を設置していない先駆的事業を行おうとする事業者(県外事業者に限る)
補助対象経費	交通費、委託費、共同調査費(県内事業者・団体等に限る)、通信費 等
補助限度額等	300 千円 (補助率) 1/2 (補助期間) 最長 12 カ月

② オフィス設置支援

県内へのサテライト拠点等の設置・運営を支援する。(①の活用は必須としない。)

補助対象者	県内に事業所を設置していない先駆的事業を行おうとする事業者(県外事業者に限る)
補助要件	県内事業者・団体等と連携して事業を推進すること
補助対象経費	事業所改修・賃借費、機器設備取得・賃借費、通信費、セキュリティ対策費、交通費(県外拠点と県内拠点との往復に限定)、共同研究費 等
補助限度額等	2,000 千円 (補助率) 1/2 (補助期間) 最長 24 カ月

③ 研究開発拠点設置支援

恒常的な研究開発拠点の設置・運営を支援する。(①又は②の活用は必須としない。)

補助対象者	先駆的事業を行おうとする事業者等
補助要件	2人以上の雇用(代表者を含む。代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めない。) ・雇用者数の1/2までは、一定の条件でリモートワーカー等(在宅・遠隔勤務者。本県拠点在籍を要件に県外在住者も可。)や兼業・副業者等も可とする。
補助対象経費	②の対象経費、直接人件費、人材育成費 等 ・リモートワーカー等、兼業・副業者等の直接人件費等は補助対象外。
補助限度額	5,000 千円(②による支援を受けた場合はその補助額を差し引く。) ・事業所改修費補助は2,000 千円以内、直接人件費補助は補助総額の30%以内。
補助率・期間	〈 中山間地域に設置する場合 〉 1/2 ・中山間地域は地域振興三法(過疎法、山村振興法、特定農山村法)等で定める地域。中山間地域の場合は先駆的事業に限らず地域振興に資する事業を対象とする。 〈 上記以外の地域に設置する場合 〉 1/3 (補助期間) 最長 36 か月(②による支援を受けた場合はその補助期間を差し引く。)

イ 事業費 21,400 千円 (債務負担行為 19,800 千円(令和5~7年度))

① 事前調査支援 2,400 千円(うち新規6件×300千円)

② オフィス設置支援 10,000 千円(うち新規4件×1,000千円(1年目分))

③ 研究開発拠点設置支援 9,000千円（うち新規2件×1,500千円（1年目分））

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
とっとり先駆型ラボ 誘致・育成補助金	21,400	▲ 9,365	3,680	8,355

(4) 監査結果

（とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金）

ア 事業年度途中で終了した事業者からの補助金の返還【指摘】

この事業の目的は「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱」第2条に「本補助金は、先駆的事業に取り組む企業等の県内への新たな事業所設置等を支援することにより、関係人口及び定住人口の増加につなげるとともに、当該企業等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させることを目的とする。」と規定している。

オフィス設置支援の概要は、補助期間は最長2年間であり、先駆的事業、機能・業務分散を行おうとする事業者を支援するものである。

Y株式会社は、令和3年4月に本社のバックオフィス機能として、皆生温泉でサテライトオフィス事業を展開するZ施設にオフィス「●●ラボ」を開設、提携する税理士を雇用し、「リモートを活用し顧客の経営課題解決メニューとしてDX導入（デジタル技術解決策）で経営効率化実現や企業の強みを引き出していく新たなサービス」として事業年度2年間で取り組んだが、提携する税理士が事業年度途中で令和4年3月末で事業所を移転することになり、代替りの税理士が確保できなかったことから、一旦、鳥取県内での事業計画を休止させ、税理士の体制が整ったのち、連携を再構築することとし、事業期間及び補助対象経費を変更内容とした変更承認申請書を提出した。県はこの内容を審査し、鳥取県補助金等交付規則第12条第4項において準用される同第8条の変更承認通知書を交付している。

本件については、事業計画の変更理由が補助金交付先の一方的な都合であること、及び、県担当課からは、事業計画にある要員確保ができないことから事業計画を変更し、現在事業を休止しているもので、必要な要員が確保でき体制が整ったら事業を再開する意向があるとの説明があったものの、具体的な事業再開の見

通しも示されず、実質的に事業計画は終了しているものと思われる。

については、「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金（オフィス設置支援）」の上記の趣旨に合致しないこととなることは明らかであり、鳥取県補助金等交付規則第13条（遂行等の指示）を行った上、これに従わないときは、同規則第21条に基づき、交付決定の取消しをすべきであり、同規則第22条に基づき、すでに令和3年度に交付している1,149,000円の返還命令を出すべきであると思われる。

第4 商工労働部企業支援課

1 ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業

(1) 事業の概要

ポストコロナを見据えて地域の商店街や商業・サービス業等が新たな需要を獲得していけるよう、デジタルツールを戦略的に活用するなど商店街や複数の事業者等が行う新たな時代のニーズに対応した地域振興イベントや需要喚起に繋がる取組を支援する。

(2) 事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
商店街等新展開支援事業補助金	<p>商店街や複数の事業者等が行うコロナ後の新たな需要獲得に繋がる先駆的な地域振興イベント及び需要喚起の取組を支援する。(令和4年度限り)</p> <p>【対象事業者】 商店街組織等や複数の事業者により構成されるグループ</p> <p>【対象事業】 新たな時代のニーズに対応した地域振興イベント及び需要喚起に繋がる取組等(審査会形式で対象事業を採択する)</p> <p>【コロナ後を見据えた事業モデル(例)】 ・商店街イベントで地元の農産物や水産物の生産者がLive配信でPRするなどデジタルを活用して現地と商店街を繋ぐハイブリッドな青空市の開催等</p> <p>【補助対象経費】 地域振興イベント及び需要喚起に繋がる取組に要する経費 ※クラウドファンディングを活用する場合はその手数料も対象とする。ただし、プレミアム商品券に係る経費は対象外とする。</p> <p>【補助率・補助上限額】 補助率2/3、上限額1,000千円</p>	35,000
商店街等デジタル活用強化支援事業	<p>デジタル活用に意欲のある商店街等を対象として、専門事業者が伴走支援しながらデジタルを活用して戦略的に情報発信し、新たな需要獲得に繋げていくとともに、その効果を分析し、その結果を他の商店街等にも横展開を図っていく。(令和4年度限り)</p> <p>【委託業務の概要】</p>	6,160

	戦略的なデジタル広報等に係る伴走支援及び効果等分析業務 ・商店街事業者、商工団体職員等へデジタルツールを活用した情報発信スキルの向上支援 ・商店街等事業者グループが行うイベントに係る広報戦略の伴走支援及び効果等の分析 ※プロポーザルにより委託業者を選定	
合 計		41,160

(3) 事業実績 (決算額)

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業	41,160	0	10,692	30,468

(4) 監査結果

(商店街等新展開支援事業補助金／合同会社甲の企画イベント)

ア 中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査【指摘】

(概要)

- ・ イベント名「甲フェスタ」(於：鳥取市内海水浴場)
- ・ 企画内容：ビーチフラッグ、クリーン活動、屋台
- ・ 予定日：8月6日～8月7日 (中止)

当該企画については、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナウイルス感染の状況判断により中止されたが、県規定に基づき、開催準備費用に係る補助金として100万円が支払われている。

本事業は、実際には会場設営までは行われていないが、コンテナハウス(以下、「コンテナ」という。)及びパレットはイベント開催における会場設営のためのレンタル料として、開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費として、実績額として報告されている。

しかしながら、当初に申請者(合同会社甲)が申請した内容を見ると、発注先(施工業者である株式会社乙)の令和4年7月30日作成日付の見積書では、工事費合計金額は1,305,700円で、同見積書明細からその内訳は、コンテナ(窓サッシ料、塗装料等を含む。)、電気配線工事及び設置費用外となっており、写真等現況を判断できるものは添付されていないものの、資料を見る限り、申請者(合同会社甲)が、コンテナを購入したもので、一般的には、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には

該当しないものと思われる。

これについて、県担当課の説明は、「申請者（合同会社甲）から、株式会社乙へ会場設営等を委託しており、コンテナは、合同会社甲が購入したものではなく、株式会社乙からレンタルされたものであり、コンテナについては今回のイベントを実施するために、株式会社乙が中古コンテナ（2個・重さ7トン程度の大型）を購入し、窓サッシの取り付けや塗装等を行ったもので、その用途としては、ステージ設営、イベント使用機器等の保管、参加者・スタッフの休憩所と確認しており、補助対象外には当たらないと判断した。また、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナ警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行った。」とのことであった。

しかしながら、鳥取県商店街新展開支援事業補助金交付要綱様式第4号（第8条関係）では、実施報告書の提出の中で、添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの（写真等）、印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）」と記載されていることから見れば、当然提出を求め確実に確認を行うべきであると考えます。

これに対して、県担当課から、リース元に対して当時のコンテナ写真や活用状況等を追加確認したとして、リース元（施工業者：株式会社乙）は、「リース物件を購入し、窓サッシや塗装のリノベーションを行い、大型コンテナのため自社への運送費も高額になった。当時は、コロナ禍でイベント開催が難しい状況であったため、他のイベント等でのリースも行えず、コンテナは自社事業用倉庫として活用している。」との説明があった。

これに関しての経緯、及び申請者が実績報告書で提出した補助対象経費の明細等は、下記のとおりであるが、①施工業者（株式会社乙）が提出した見積書を見る限り、工事完了を目的としたものであり、申請者（合同会社甲）がコンテナを特別に発注したもののようと思われること。その場合は、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には該当しないものと思われる。仮に、補助対象とした場合も、交付要綱第10条（財産の処分制限）からその実態の確認とその対応が必要であること。②仮に、レンタル料金とすれば、コンテナのレンタル料金の相場等と比較してかなり高額なものになっていることから、その適否の検討が必要であること。特に、追加確認で説明があったことから判断すれば、リース元のリース物件調達費をそのままリース価格に反映することは通常あり得ず、現在、自社事業用倉庫としていることからしても、適正なリース料金を算出させ、見積書を提出させるべきである。（リース元の事業用倉庫設置費用に補助金が充当されている。）

いかにコロナ禍であろうとも、実績報告書に添付する必要書類として「領収書等支払証拠書類の写し」だけでは現状把握ができるはずもなく、特に事業を中止するような場合には、形式的な確認にとどまらず、実態確認を踏まえた対応が必要であると考えます。

おって、一部のコロナ禍関連の補助金受給においては不正な受給も報道されるところでもあり、領収書の写しが添付されていれば、形式的な要件を備えているからといって審査を通過させることでは、県民の理解は得られないと思われる。

については、実際には会場設営までは行われておらず、使用される予定だったコンテナは、リース元（施工業者：株式会社乙）の管理下にあることから、この調達費用の大部分をレンタル料金として補助金申請することには問題がある。「開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費」の認定のやり直し、「鳥取県補助金等交付規則第22条（補助金等の返還）」に基づく返還命令など必要な対応をとる必要があると考えます。

※経緯等

1	R 4. 7. 8 付交付申請書	算定基準額 2,080 千円 交付申請額 1,000 千円
2	R 4. 7. 11 付交付決定	交付申請どおり決定
3	R 4. 8. 4	補助対象者から県あて、中止の事前相談あり
4	R 4. 8. 5	補助対象者から県あて、中止の正式決定の連絡あり
5	R 4. 8. 25 付 中止申請書の提出	①R 4. 7. 30 付見積書 1,187,000 円（税抜き） （内訳） ・コンテナ 800 千円 ・電気・材木・ユニック 342 千円 ・経費 45 千円 ※支払方法として、工事完了引渡後 1 週間以内 ②R 4. 8. 22 付領収証 1,305,700 円（税抜き 1,187,000 円） ※コンテナ、パレット代等として ③R 4. 8. 17 付領収証 ④107,250 円（税抜き 97,500 円）ポスティング代
6	R 4. 8. 30 補助金中止承認通知	補助金 1,000 千円の確定（その後支払）
7	R 4. 8. 22 付領収証	1,305,700 円（税抜き 1,187,000 円）

（参考） 鳥取県内のコンテナハウスのレンタル料金の相場等（複数の業者に確認）は、4坪程度（6m×2.4m）のレンタル料金は、月額 15,000 円～18,000 円程度であり、これに係る搬送料金は（近隣であれば）片道 9,000 円～18,000 円程度である。また、通常はレンタルに塗装を施すことはないとのことである。

なお、県担当課から、コンテナのレンタル価格は仕様・条件・運搬距離等により異なる場所であり、当該企画においては、一般的なコンテナハウスよりも大

型のものであったとの説明があったが、通常、レンタル料金は、レンタル業者の調達費用をそのまま請求するものではなく、レンタル料金として適正な料金が設定されるものと思われる。

領収証

申請者 合同会社甲 様 No. _____

金額 ¥1305700- (税抜1187.000円)

但し 工事代金として

R4年 8月 22日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額	71,187.000-
消費税額等(0%)	

200円 200円

施工業者 株式会社乙

コクヨ 74-95

(商店街等新展開支援事業補助金／株式会社乙の企画イベント)

イ 中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査【指摘】

(概要)

- ・ イベント名「スポーツ祭」(於：鳥取市内海水浴場)
- ・ 企画内容：ビーチフラッグ、綱引き、砂浜相撲、屋台
- ・ 予定日：8月13日～8月14日(中止)

当該企画については、前記アと同時期に同様なイベントが計画(前記「ア」の施工業者が申請者となり、前記「ア」の申請者が業務委託を受注したもの)され、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナ感染の状況判断により中止したとして、県規定に基づき、開催準備費用に掛かる補助金として100万円が支払われた。

申請者(株式会社乙)が実績報告書で提出した補助対象経費の明細は、下記のとおりであり、主に音響機器のレンタル料とチラシ・ポスターの製作費であったが、報告書には請求書及び領収書の写しは添付されておらず、納品時のチラシやポスターの写真はなく、納品日及びポスターの掲載場所・期間を確認できるものはなかった。

また、施工業者(合同会社甲)は、デザインや音響機材を扱う業者ではないと思われることから、実際に他の業者から調達をしているのであれば、その領収書等を確認すべきであり、音響機器のレンタル期間は、海で使用するため早めにレンタルし、防塵対策を実施したとのことであるが、そのことを確認できる具体的な資料も確認すべきである。様式第4号(第8条関係)では、実施報告書の提出を求めており、その中で添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの(写真等)、印刷物等の成果品がわかるもの(写し又は写真等)」と記載されていることから、当然提出を求め確認を行うべきである。

県担当課の説明では、前記アと同様に、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナウイルス警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行ったとしている。

については、事業完了(中止)報告書に添付されていた資料では以上のことが正確に判断することはできないため、形式的な事務処理を行ったことが伺える。

また、8月4日に、事業者がイベント中止について事前相談に来た際に、きめ細やかな指導を行った上、厳格な審査をすべきであり、早急に補完確認を行うべきである。

《補助対象経費の明細》		
1	R 4. 8. 20 付請求書	計 1,425 千円 (税抜き) (内訳) ・企画・コーディネート費 80 千円 ・チラシ・ポスター・看板デザイン費 350 千円 ・チラシ・ポスター制作費 175 千円 ・ポスティング代 320 千円 ・音響一式 350 千円 ・経費 150 千円
2	R 4. 8. 25 付領収証	1,567,500 円 (税抜き 1,425,000 円) (イベント委託費として)
3	R 4. 8. 18 付領収証	アルバイト 4 名からの各 20 千円 (計 80 千円)

領 収 証

No. _____

申請者 株式会社乙 様

金額 ¥ 1,567,500 -

但 イベント委託費として

R4 年 8 月 25 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額(%)	
税抜金額	
消費税額(%)	

施工業者
合同会社甲

(税抜 1,425,000 円)

申請者 請求書
株式会社乙

日付 2022年8月20日

下記の通りご請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
¥1,425,000	¥142,500	¥1,567,500



施工業者
合同会社甲

詳細	金額
企画・コーディネート費	¥80,000
チラシ・ポスター・看板デザイン費	¥350,000
チラシ・ポスター・製作費	¥175,000
ポスティング代	¥320,000
音響一式	¥350,000
経費	¥150,000

備考欄
音響一式詳細(ミキサー・イコライザー・CD・マイク×2・メインスピーカー一式・ パワーアンプ一式・ケーブル類・音響用簡易テント)・経費(海で使用のため防塵対策費も含め)

(商店街等新展開支援事業補助金)

ウ 会計基準に沿わないと思われる事務処理【意見】

(算定基準額：1,500,000円、申請額：1,000,000円)

当該事業の内容は、テレビの放映料である。交付決定通知は令和4年12月1日で、放映は令和5年1月1日から1月7日の期間に商店街のコマーシャルが流されている。

これに係るテレビ局の請求書の日付は、放映初日の令和5年1月1日となっているが、本来であれば、請求書が発行されるのは放映が終了した日(役務の提供が終了した日)以降であり、その後にこれに基づき検収が行われ、支払いが行われるものと思われる。

県担当課からの説明は、コマーシャルの収録を終えて請求額が固まったため、事業主体と契約先との通常の商慣習にならって請求書が発行されたものであり、これに対する支払いも令和5年1月19日であることから、手続としては問題ないとのことであるが、県の審査等は書類審査で行われていることから、あくまでも放映が終了(役務の提供が終了)した以降に提出させ、確実に検収させるよう指導を行うべきと考える。

2 戦略的事業承継推進モデル構築事業

(1) 事業の概要

戦略的な事業承継推進を図るため、地域単位の面的な視点で支援機関が相互に連携しプッシュ型支援する取組を試行するとともに、後継者不在事業者の情報をオープンにして起業希望者とマッチングする取組の実証を行い、鳥取県独自の事業承継推進体制モデルを構築する。

(2) 事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
1 中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業	<p>中山間地域の地域単位で支援機関が連携したチームによる事業承継支援を試行、先導的な事業承継推進体制モデルを構築し全県展開する。 ※鳥取県商工会連合会が連絡調整・体制運営を実施するために交付金により支援 ※事業期間2～3年間を予定</p> <p>(1) 事業承継支援チームによるプッシュ型支援の実施 市町村・圏域など地域単位で商工団体、金融機関、市町村、専門支援機関等関係機関によるチームを結成、事業者へプッシュ型で支援する。 (状況把握・分析、ケース会議開催、事業者への働きかけ・支援)</p> <p>(2) 報告書の作成 連携支援体制、方策、流れ等を報告書として取りまとめ、県全体の事業承継推進のロールモデルとして活用する。</p>	7,389
2 「起業型」事業承継推進モデル構築事業	<p>既存の県内事業者の経営資源を活用した起業を支援する仕組みを構築するため、民間サービスと連携したマッチングの取組について実証を行う。</p> <p>(1) 民間プラットフォーム活用による経営資源承継マッチングの実証 民間プラットフォームと連携し、後継者不在事業者の情報をオープンにして全国の起業希望者とのマッチングを行う実証事業を3件程度実施する。(Webサイト開設・広報活動など)</p> <p>(2) I J Uターン起業人材発掘プログラム 首都圏在住者の県内後継者不在事業者への訪問ツアー、首都圏での「事業リノベーション(再構築)ワークショップ」を実施する。</p>	3,251
合計		10,640

(3) 事業実績 (決算額)

単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
戦略的事業承継推進モデル構築事業	10,640	0	10,640	0
中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業(商工会連合会への交付金)	7,389	0	7,389	0
アンケート委託費	3,600	0	2,089	▲1,511
中山間地事業承継チーム支援	3,789	0	5,300	+1,511
「起業型」事業支援推進モデル構築事業	3,251	0	3,251	0

(4) 監査結果

(戦略的事業承継推進モデル構築事業)

ア 中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業

(「青年部員対象 (253 件)」へのアンケート実施事業)

① 重複する対象層へのアンケート実施【意見】

事業承継に係るアンケートを、商工会員(郵送・返信方式：4,163件、事業費1,854,534円)と、青年部員(WEB回答：253件、事業費300,000円)とのそれぞれを対象として実施している。

県担当課からは、区分して実施した理由として、「現経営者」と「後継候補者」にそれぞれの考え方を聞くため、まとめて調査を行うと本音の回答が期待できないとの説明があった。

しかしながら、アンケートの狙いは、事業承継のニーズを把握し、今後の個別支援対象者の絞込みに活用することや、第三者承継のニーズの掘り起こしをするものであったはずであり、また、アンケート対象としている青年部員の層は、既に経営者(56.1%)及び将来的な承継候補(34.8%)と約9割が商工会員と重複する層であることから、商工会員向けのアンケートに追加項目を設けることで足りるのではないかと思われる。

後継者不在が顕在化する中での関係者への意識付けを踏まえた取組とも思わ

れるが、県費の有効活用の観点からは、今後、同アンケート意見を契機とした関係各所と十分な連携による県の効果的な伴走支援が期待される。

(中山間地域の事業承継チーム支援)

② 不明瞭な予算執行【意見】

中山間地事業承継チーム支援事業の人件費として5,300千円が、鳥取県商工会連合会に支払われているが、その支出根拠が不明瞭である。

これについて県担当課に確認したところ、当初は、「専門スタッフを配置した事業承継支援推進モデル地域事業」の計画を考えていたが、鳥取県商工会連合会との間でモデル地域の調整ができなかったこと及び専門スタッフの確保ができなかったことからこれを断念し、商工会連合会組織で事業に従事する45名(県連本部8名：県連東部15名、中部10名 西部12名)の人件費に充てることとし、既存の交付金の増額分として加算したとの回答があった。

しかしながら、そもそも「中山間地域の事業承継チーム支援」として予算計上されたものであることを考えると、通常の支援業務とは別に、その上積みとして事業目的に沿った適切な執行が求められるものと思われる。

これに係る事業実績を見ると、アンケートの実施、分析、ヒアリング、事業承継の相談、後継者承継の支援を受けたいとする48事業者の方針協議や体制づくりを行ったとの説明はあったが、アンケート回答者のうち「支援を受けたいとする48事業者」の中から6事業者に対して、1事業者当たりの75分～80分程度のヒアリングを行ったもの以外の実績報告等の取りまとめもないことから、仮に承継支援の支援が行われたとしても、通常(既措置済)の支援業務の範囲内で取り組まれたものと思われる。

また、当初予算では、「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業費」7,389千円の内、アンケート委託費として3,600千円と中山間地域の事業承継チーム支援として3,789千円が計上されていたが、アンケート委託費が1,511千円減額となったことから、これを中山間地域の事業承継チーム支援に振り替え、当初+予算に1,511千円を上乗せした5,300千円を、通常の支援業務交付金(既措置済)の上積みとして鳥取県商工会連合会へ交付している。

この計算根拠としては、職員平均単価の0.1人役を従事者46名分で計算した金額2,577万円を算出し、予算額5,300千円を頭打ちとして、これを支出したとの説明があったが、県民目線で見ると計画と実績の食い違いとしか思えない。

結果から見れば、「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業」と大々的に言いながら、その実は、アンケート調査の実施と商工会連合会への交付金の増額であると言わざるを得ず、事業計画から見た財務執行の在り方と

しては改善の必要があると思われる。

(「起業型」事業支援推進モデル構築事業)

イ 効果が低い事業計画への取組【意見】

承継の問題については、近年各方面でその必要性が取り上げられ、鳥取県においても、従来から力を注いでいるところである。

事業承継への支援体制としては、主に「後継者がいないので承継の支援を受けたい」とする事業者側への支援に力が入られている現状にあり、例えば、中小事業者の多くが加盟する商工団体においては、日頃の事業活動支援等の中で、事業承継の伴走支援を行っており、事業者個々のニーズに応じて、親族内承継から第三者承継へ、商工団体内支援から鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター（国委託事業）、日本政策金融公庫などと連携した支援が行われている。

については、当該事業は、民間企業の「事業承継マッチングサイト」を利用し、事業者情報をオープンにした後継者不在事業者と全国の起業希望者をつなげるという事業（いわゆる「オープンネーム型事業承継マッチング」）であるが、下記のとおりその利用状況は低調である一方で、これに係る民間業者への委託料3,250,500円と高額なものとなっている。

利用状況が低調な理由としては、①中小事業者のうち後継不在事業者に第三者承継を希望する者が少なく、希望した事業者があったとしても事業者情報を広くオープンにしたマッチングまで希望する事業者が極めて少ないこと、②日頃、伴走支援を行っている商工団体には、既にニーズに応じた支援や連携先が複数あること（関係者からは「事業承継情報の入手先の一つとしては有っても良いが、オープンネームへの事業者の抵抗感は強い。」との声が聞かれた。）、③逆に事業を譲り受けたいとする側の情報が無い（又は少ない）こと、などがあるものと思われる。

前向きな新たな取組として評価される面もあるかもしれないが、現状を見る限り、事業者のニーズ等ともかけ離れ、有効性もはっきりとしないと言わざるを得ず、「後継者不在事業者」及び「鳥取県への移住定住者」のそれぞれのニーズに沿った取組が推進されるよう、効果測定を踏まえた見直しが必要と考える。

(利用状況等)

◇ 委託費（R4）：3,250,500円	
【取組内容（実績）】	
(項目)	(実施状況)
(1) 県内支援機関向け説明会	1回（参加団体：16団体）
(2) 後継ぎ発掘のための説明会	1回（参加者：22名）
(3) ≪利用状況≫	R4：5件

後継者の募集（オープン ネーム型マッチングへの 参加）	うち、成約1件（※） うち、取下3件 うち、継続1件 R5：3件
(4) 広告等	・プレスリリース配信：6件 ・有料広告の配信：3件
(5) 後継者不在事業者への訪問 ツアー	2事業者方へ4名が訪問
(6) ワークショップ(於：東京)	1回(参加者：9名)

※ 倉吉市の移住相談窓口からの引継によるもの。

3 【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業

(1) 事業の概要

都道府県レベルで全国初となる「SDGs企業認証制度」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行い県内企業の価値向上を図っていくため、資金繰りの面でも、超長期の新規需要開拓設備資金に「SDGs特別枠」を新設し、当初5年間の利率を引下げ（1.43%→1%）、資金繰り負担を軽減する。

(2) 事業内容

	新規需要開拓設備資金（現行）	SDGs特別枠（追加）																		
融資対象	新設、拡張、更新、維持補修、省力化などのための設備投資に取り組む者	県版SDGs企業認証を取得し、認証に基づき企業経営に取り組む者																		
資金用途	設備資金、運転資金（設備資金に係る事業実施のために必要となるもの）	認証に基づき取り組む事業に必要な設備資金、運転資金（設備資金に係る事業実施のために必要となるもの）																		
融資限度額	保証協会の定めるところによる。	同左																		
融資期間	20年以内(据置3年(特例5年以内))	20年以内(据置5年以内)																		
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常利率</td> <td>1.66%</td> <td>1.87%</td> </tr> <tr> <td>特別利率</td> <td>1.43%</td> <td>1.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別利率の対象は、産業成長応援条例の重点分野（観光、インバウンド等）、業態転換等</p>	区分	10年以内	10年超	通常利率	1.66%	1.87%	特別利率	1.43%	1.60%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年</td> <td colspan="2">1.00%</td> </tr> <tr> <td>6年目以降</td> <td>1.43%</td> <td>1.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当初5年間は融資利率引き下げ</p>		10年以内	10年超	当初5年	1.00%		6年目以降	1.43%	1.60%
区分	10年以内	10年超																		
通常利率	1.66%	1.87%																		
特別利率	1.43%	1.60%																		
	10年以内	10年超																		
当初5年	1.00%																			
6年目以降	1.43%	1.60%																		
保証料率	0.23～0.68%	同左																		
融資枠	36億円	15億円																		

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業	14,261	0	21	14,240

(4) 監査結果

SDGs企業認証を取得し、認証に基づき企業経営に取り組む事業者が資金調達を行う際の資金繰り軽減を図るものとして措置されていたが、融資実行が少なかつたため、決算額が少なくなっており、不要額は、新型コロナ克服特別金融支援事業等へ流用されている。

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

第5 商工労働部通商物流課

1 国際航空貨物ルート構築推進事業

(1) 事業の概要

県内企業の製造品や県産品を迅速かつ高品質に国外輸送するなど、県内空港を国際物流のゲートウェイとして発展させるとともに、県内企業の国際競争力強化を図ることを目的として、検討会及び国際航空貨物の実証実験を行う。

(2) 事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
ア 県内空港を活用した国際航空貨物実証実験検討会の開催	県内空港発着の航空路線活用による新たな国際物流ルートについて、運航会社、荷役会社、荷主、経済団体及び行政等にて、航空貨物の専門家等から意見聴取しながら、実証実験事業（ルート決定、運用方針等）についての検討会を開催する（2回）。	1,200
イ 県内空港を活用した国際航空貨物の実証実験事業	県内空港を利用した国際航空貨物輸送の現況や荷主の貨物利用ニーズの把握及び県内空港を活用した新たな物流ルート（物流時間、輸送状況等）について検証するため、国際航空貨物トライアル輸送を実施する。	8,800

	<国際航空貨物トライアル輸送> ・委託先：国際航空貨物を専門に扱う物流業者等 ・委託内容：トライアル輸送の実施、結果検証及び報告書作成（荷役関係の必要事項、空港設備や荷姿等の輸送に関する環境・課題、通関手続、リードタイム等） ・実施時期及び事業例（案）上海・香港便の運航再開後（各便1回実施（想定））	
合 計		10,000

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
国際航空貨物ルート構築推進事業	10,000	▲ 10,000	0	0

(4) 監査結果

本事業は、米子－上海便の定期運航（復航）を踏まえ、県内発着の国際航空路線の活用、県内企業の国際競争力強化を図るため計画されたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、米子－上海便の再開の見通しが立たず、これに係る準備期間3か月を残す令和5年1月に事業実施を断念、同年2月補正で予算の減額が決定されたため、決算額はない。

本事業においては、ハイブリッド型海外需要獲得強化事業と相まって重要な輸送の手段（空輸）というポイントであること、将来に向けた県内企業の製造品や県産品を迅速かつ高品質の状況で、国外輸送するなど、県内空港を国際物流のゲートウェイとして発展させるとともに、県内企業の国際競争力の強化に繋がっていくことは県民の期待が大きかったものと思われるため、今後の事業再開を期待したい。

2 デジタルグリーン物流推進支援事業

(1) 事業の概要

新型コロナ感染症の影響により加速化された社会変容に対応するため、荷主企業や物流事業者等による物流自動化・非接触化などのデジタル化、脱炭素社会に向けた物流効率化や燃費向上などのグリーン化への取組を支援する。

また、航空法改正により、無人航空機（ドローン）の有人地帯での補助なし目視

外飛行が可能となることから新たな物流網構築に向けて先駆けとなるような取組を行うグループ（自治体等を含む県内事業者等で構成）に対し、モデル的に支援する等、物流効率化による県内産業の底上げを図る。

(2) 事業内容

ア デジタルグリーン物流の推進に係る事例発表会（500 千円）

デジタル化やグリーン化の観点から県内企業の物流改善を促進するため、最新のデジタル物流に関する事例や県内のグリーン物流の取組事例の発表会を行い情報共有する。

[テーマ(想定)]

- ・ ドローン活用による新しい物流動向
- ・ DX活用による物流「見える化」の取組
- ・ 物流拠点の有効活用（デジタル活用）方法等

イ デジタルグリーン物流推進補助金（5,000 千円）

区分	対象事業	補助率
(新) 実証モデル支援	無人航空機(ドローン)活用による新しい物流網構築など、コロナ後のデジタル・グリーン物流の先駆けとなるモデル事業の実証等の取組。 [補助対象者]物流事業者・荷主企業・自治体等の複数団体で構成するグループ <例>一般・医療物資等のラストワンマイル(配送先にモノが到達する最終接点)でのドローン輸送実験・実証 等	2 / 3 [補助上限額] 2,000 千円
改善モデル支援	先端技術活用による物流デジタル化や、トラック運行時間削減やモーダルシフト(※)等の脱炭素化(グリーン化)により物流改善の取組。 [補助対象者] 物流事業者・荷主企業等又はそれらで構成するグループ <例> ・IT 機器導入による出荷・配送・在庫作業の効率化 ・運送事業者と荷主のシステム連携による物流改善 ・AI 等先端技術活用による配送効率化による脱炭素化 等	1 / 2 [補助上限額] 1,000 千円

(※) モーダルシフト…トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい運搬方法（列車、貨物船等）に転換すること。

(3) 事業実績（決算額）

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
デジタルグリーン物流推進支援事業	5,500	▲ 3,000	2,131	369

区 分		件数	補助金額
DXグリーン物流推進事業	事例発表会	1 件	183 千円
	実証実験支援	2 件	1,948 千円
合 計			2,131 千円

(4) 監査結果

(デジタルグリーンによる物流推進支援事業)

ア 効率的でないと思われる補助金の執行【意見】

県は、ドローンを活用した物流は、「物流の2024年問題」を解決する有効な手段の一つとして、物流事業者及び荷主企業等が行う物流現場の改善につながる取組に対して、補助金を交付している。

この事業では、有限会社丙が行った実証実験（計2回）に対する費用5,718,064円に対して、その2/3（上限額2,000千円）である、2,000千円の交付決定を行い、その実績として報告があった2,922,891円の2/3である1,948,000円の補助金を交付している。

この実証実験については、「空の最新技術利活用で地域医療から地域防災を支援する」としたものであり、1回目は、鳥取市内で災害により道路が寸断されたとの想定で緊急医療材料AED（約1.2kg）の搬送を行うという設定で約5km、約10分の飛行試験を実施（実際にはAEDは搬送せず。）、県は、飛行の安全性を確認できたとし、経路を地元自治体との連携により、災害等が発生した際の緊急時においても、迅速な作業ができるとしている。また、2回目は、処方医薬品や食料品の長距離郵送を検証するとし、往復約16.3km、約21分を、往路は、市内病院で診療を受けた後に有限会社丙で調剤しドローンで届ける実証を、復路は、地元手作りピザの宅配を実証した。これを通じて、その課題や採算等を含めた実現性を検証したとして、それぞれドローンを1回飛ばすごとに概ね100万円の補助金を交付している。

については、1回目の実証実験で使用したドローン機体「エアロボスペック」の性能は、既にメーカーが製作段階で保証済みであり、今回搭載した重量及び飛行時間はその範囲内の数値で行われていることから、単に、飛行テストであれば、実証実験を行う必要性はないものと思われる。また、2回目の飛行は、確かにドローンを飛ばして遠隔地である目的地に到達し、目的物を迅速に運び、ラストワンマイル問題に対し、災害等の緊急時で薬を必要とする患者に届けるという実験は有意義と思われるものの、実証実験の目的にある、「採算等を含めた実現性を検証したい」という点にあっては、有限会社丙が、服用薬の配達を行った令和4年4月の配達員実績によると車両等の運搬で行った延べ219件、走行距離は2,087kmと報告されていることから見れば、ドローンで運搬する場合の今後の課題としては、利用頻度とこ

れに掛かる費用と思われ、地域医療及び防災問題全体や採算性を抜きにした実現性は成り立たないのではないかと思われる。

そもそも、有限会社丙の事業計画には、対象地域の自治体における医務・各自主管課と緊密に連携を取るとともに、災害時医療支援を想定した物流実証実験を行うとしていたが、県の医療及び防災関係部署の参画は全くない。県は、「物流の2024年問題」を解決することを目的として、ドローン配送を活用することで、脱炭素社会の実現を目指し、将来見込まれるドライバー不足や過疎地域への配送など社会課題の解決も合わせて検証するとしているが、「物流の2024年問題」の解決を図る目的から見れば、現実的な物流改善に直結した取組を行うべきでないかと思われる。

単に、ドローンの実証実験が必要ならば、上記以外にも県の支援取組として、例えば、令和4年10月に「循環経済モデル構築支援補助事業」における他社が行った、“ドローンによる海岸漂流ごみの回収等事業”や、生活環境部での砂丘での観光客等の確認、県土整備部での“工事完了確認などのインフラ点検のため”などにもドローンを利活用されているところであり、災害時医療支援を想定したものならば、これを担当する部署も参画してしかるべきである。

少なくとも、1回目のドローンの飛行実証実験は不要と思われるし、複合的要素で実証実験を支援するのであれば、関係部署も参画すべきであると思われる。限りある財源であるので、目的に沿った有効活用を行うべきではないかと思われる。

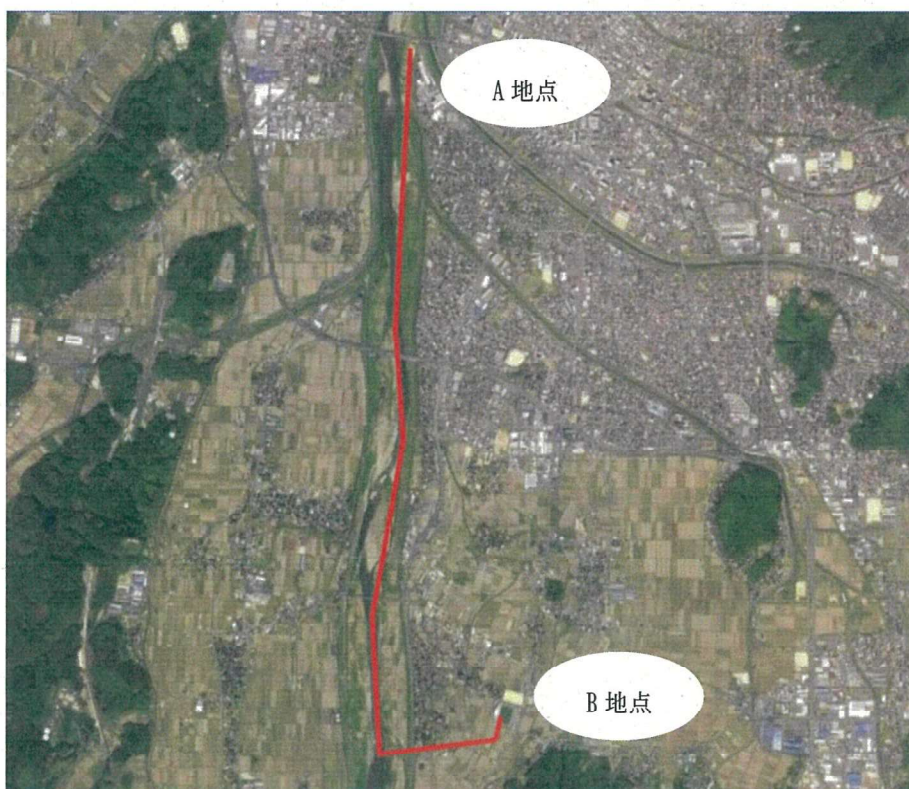
○ 1回目実証実験の概要

1. 実施日時 10月19日(水)11時頃
2. 搬送物資 AED、第2類医薬品、医療材料
3. 実験内容 災害発生による道路寸断を想定した、医薬品・防災用品の空路輸送

(※1) 飛行ルート

【A地点】千代川河川敷(鳥取市役所近隣)～【B地点】Axisバードスタジアム

(約5Km、約10分)



(※2) 実証実験の内容

- ・ 鳥取県沖を震源とする震度6の地震が発生したことを想定
- ・ 避難所のAxisバードスタジアムへ向けた搬送訓練を実施

○ 2回目実証実験の概要

1. 実施日時 12月1日(木) 7:30~10:00頃
2. 搬送物資 処方箋医薬品、食品
3. 実験内容 オンライン服薬指導及び処方箋医薬品の混載便ドローン輸送

(※1) 飛行ルート:

【A地点】 鳥取市千代川河川敷(古市スポーツ広場) ~ B地点 トリノス神戸(旧神戸小学校)
(約11Km、約13分)

【B地点】 トリノス神戸(旧神戸小学校) ~ C地点 鳥取市立江山学園(約5.3Km、約8分)



(※2) 実証実験の内容

- ・ 3名の患者は市内の病院で診療を受けた後、**丙**にて処方箋の受付・支払
- ・ 自宅近くにあるトリノス神戸(旧神戸小学校)にて処方箋医薬品の受取りと薬剤師からのオンラインでの服薬指導
- ・ 帰り便にてピザの配送

(デジタルグリーン物流推進勉強会)

イ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】

前述(第3章1-1-(4)-ウ)でも述べたが、県は、令和4年10月20日に「鳥取県内運送事業者の効率化・デジタル化に向けた勉強会関連業務委託契約書」を事業者と締結し、これに係る契約書(請書)には印紙が貼付されていたが、これを減額変更し、令和5年1月25日付で作成した「変更請書」には、印紙の貼付がない。

印紙税基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」によれば、請負の内容や請負金額は重要な事項変更になると示されているところ、課税文書になると思われる。

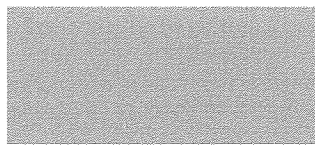
変 更 請 書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和4年10月20日に提出した請書に係る委託業務について、下記のとおり変更請書を提出します。

令和5年1月25日

受注者 法 所
番号又は名称
代表者氏名



記

名 称	鳥取県内運送事業者の効率化・デジタル化に向けた勉強会関連業務
業務内容	DX・グリーンによる物流効率化勉強会(以下「勉強会」という。)に係る講師派遣業務。 勉強会開催日：令和4年10月27日(木)午後2時から3時30分まで
元契約金額に 対する減額	金86,900円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,900円)
委託期間	変更なし

3 物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業

(1) 事業の概要

運送業における基本的な経費（燃油、タイヤ及び車両本体等）の上昇や、他業種に比べて、物価上昇分を運賃に価格転嫁しにくい物流業界の現況に鑑み、物流の効率化によるコスト低減及び荷主と運送事業者が協同した物流改善の取組を支援することにより、物価高騰を克服し持続可能な物流構築を図っていく。

なお、本事業は令和5年度に繰り越し、年度をまたいで切れ目なく執行する。

(2) 事業内容

荷主や運送事業者が「ホワイト物流宣言」（トラック輸送の生産性の向上や物流の効率化に向けた国土交通省主体の運動）を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約の見直し等に資する取組を行った場合に支援する。

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	補正予算額	決算額	予算額-決算額 () 繰越額
物価高騰を乗り越える 物流効率化対策事業	0	45,000	5,459	39,541 (33,709)

(4) 監査結果

（物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業）

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

丁株式会社は、移動ラック新設工事について、県外の戊株式会社に発注しており、1者での見積りとなっている。

前述（第3章第1-1-(4)-ア）で述べたとおり、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積もり等の指導を徹底すべきである。

なお、戊株式会社はフォークリフト等の車両機械等の販売を行っている事業者であり、「移動ラック新設工事」は、その下請け先（己株式会社）が全てを請け負っているが、仮に複数見積りを徴した場合、直接に下請け先である己株式会社が発注する可能性も含め、安価で契約する場合もあったのではないかと思われる。

また、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）では、県内事業者への発注に努めなければならないとある。同条例の第9条には、「知事等は、工事及び委託事業の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安泰及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことに鑑み、過度

な財政負担とならない範囲内において県内事業者又はそれらが参加する事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するもの」とあり、県内事業者を利用すべきである。

申請者が提出した、県外発注理由書に「同様の設備を提供する県内企業がないため」とあるのみで、形式的な審査に留まっているが、戊株式会社には米子支店があり、少なくとも、同社米子支店と契約すれば、鳥取県産業振興条例の基本理念を事業者も認識し、県としてもその理念を浸透させる絶好の機会でもあったように思われる。

イ 補助対象事業費の見積り方法【意見】

庚株式会社は、勤怠システムの連携（●●製）を、県外（松江市）の辛有限会社に発注しており、1者での見積りとなっている。

前記アと同様に、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。

また、県外発注理由書には、単に「メーカー指定」としているが、このメーカーの取扱い販売店は鳥取県内にもあるところであり、鳥取県産業振興条例の趣旨からいえば、鳥取県内の販売店を利用させるべきと思われる。

4 ハイブリッド型海外需要獲得強化事業

(1) 事業の概要

オンラインとリアルを効果的に組み合わせたハイブリッド型の支援手法により、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）や一般財団法人自治体国際化協会（以下「クレア」という。）などの支援団体と連携しつつ、県内企業のニーズや経営状況に合わせた伴走型支援を行う。

(2) 事業内容

ア 海外市場オンラインビジネス視察（1,000千円）

ジェトロやクレアの海外ネットワークを活用（海外駐在員による現地レポート等）して、オンライン上で現地市場の視察を行う。コロナ禍で海外渡航が制約される中、県内企業に対して映像と音声で海外市場について情報提供する。[想定：2カ国・地域]

イ ライブコマース（※1）海外テストマーケティングの実施（4,000千円）

国内外で急速に成長しているライブコマースは、海外消費者の反応を直接把握できる有効な手法であることから、県内企業の関心の高い成長市場にて、越境E C(※2)と組み合わせてテスト販売や市場調査を実施する。[想定：2カ国・地域、県内企業15社程度]

(※1) ライブコマース…インターネット上の動画配信。商品紹介と販売を組み合わせたテレビショッピングに似た手法。

(※2) 越境E C…インターネット活用による日本国内から海外に向けた商品販売(電子商取引)のこと。

ウ バーチャル鳥取県ショールームの開設(3,000千円)

海外の商社・バイヤー・輸入事業者等を対象として、海外展示会でのブース展示をイメージしたウェブサイト誘導し、具体的な商談やマッチングにつなげるため、オンライン上に県内企業の商材をとりまとめて掲載するバーチャル鳥取県ショールームを開設する。

[イメージ図]



エ ハイブリッド型マッチング商談会(5,000千円)

「ウ」のバーチャル鳥取県ショールームに、オンライン商談や対面(リアル)商談も組み合わせ、医療・健康や食品等分野別の県内企業団と海外バイヤーとの具体的な商談・成約につなげる。[海外バイヤーの招へい(想定：2カ国・地域)、対面商談会の実施等]

※ ア、ウ、エの事業は(公財)鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター(以下「国際BC」という。)に委託して実施する。

(3) 事業実績(決算額)

(単位：千円)

事業名	当初 予算額	補正 予算額	決算額	予算額 －決算額
ハイブリッド型海外需要獲得強化事業	13,000	▲ 2,000	8,102	2,898

区 分	補助金額
海外市場オンラインビジネス視察	943 千円
ライブコマース海外テストマーケティング	3,603 千円
バーチャル鳥取県ショールームの開設	2,540 千円
ハイブリッド型マッチング商談会	1,016 千円
合 計	8,102 千円

(4) 監査結果

(海外市場オンラインビジネス視察事業)

ア 準備不足により成約に至らなかった事業【意見】

県は、国際BCに委託し、オンライン海外市場視察「ベトナム編」及び「米国編」に取り組んでいるが、この内、「米国編」(決算額：「海外市場オンラインビジネス視察事業」及び「ハイブリッドマッチング事業」を含め815千円)については、同オンラインビジネス視察事業への参加数は16事業者であり、その後のWEB商談会へ参加する県内参加企業5社、現地商談バイヤー3社と少なく、結果として、成約件数0となっている。参加企業の反応としても、新たな輸出先として期待している一方で説明も分かり辛く商談会とは思えなかったとする意見があった。

また、実施におけるバイヤー選定については、県担当課の主導により、委託先である国際BCが、随意契約で株式会社●に業務委託しており、責任の所在も不明確である。

なお、委託先国際BCからの実績報告書でも、「アメリカ向けのWEB商談会は時差の問題もあり、日程調整も難しく、・・・現地のバイヤーとの商談会よりも、国内輸出商社との商談の方が現実的である。現地のバイヤーとの直接商談会を行うのであれば、バイヤー招聘の方が取引に繋がる可能性が高いように思えた。」と総括されており、計画段階での状況把握の甘さや調整・準備等が不十分であったことは否めないと思われる。

については、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりとした事業の実施と、無駄のない有効な予算執行を行っていただきたい。

(ライブコマース事業 (WEB販売事業))

イ 事前調査等が不十分だったと思われる事業【意見】

ライブコマース事業 (WEB販売事業) としては、海外へのテスト販売や市場調査を実施するとして、①ライブコマース (インターネット上の動画配信による商品紹介と販売) や、②越境EC (インターネットを活用した日本国内から海外に向けた電子商取引) に取り組んでおり、ライブコマースでは、英語圏及びスペイン語圏向けの動画作成等として2,942,500円、越境ECでは、中国市場向けに、中国人イ

ンフルエンサーによるライブ配信を県アンテナショップから行ったとして660,000円が予算執行されている。

この内、ライブコマースについては、令和4年12月から令和5年2月までの約1ヶ月半に、12社が参加し、延べ1万4千弱のアクセスがあり、7万4千回余りの動画再生が確認されており、結果として、108点、266,288円の販売があった。その他、アンケートも回収され、各参加業者にフィードバックされており、一定の成果はあったものと思われる。

なお、「英語圏/スペイン語圏市場」費用として予算執行されている「商材PR用動画作成1,200,000円(税抜き)、商材PR用ページ作成50,000円(税抜き)、プロモーション費用等1,150,000円(税抜き)、アンケート費用等275,000円(税抜き)」の予算額と実績額の内訳を見ると、次表のとおりであり、参加事業者が予定された20業者から12業者と少なかったことから、これにより減少した動画制作を、動画制作費の増額及びWEB広告費用の増額やアンケート謝礼費用の単価を増額しているが、その根拠と効果測定が不足しているように思われる。

単に予算消化とならないよう、適正な予算執行をお願いしたい。

【実績内訳書】

(予算金額) 330万円

(税抜き)

項目	数量	単位	単価	金額
動画制作(英語) 1本1分相当	20	本	8万円	160万円
LP制作(英語、スペイン語)	1	式	5万円	5万円
WEB広告費用	1	式	85万円	85万円
(Instagram/Facebook/GoogLe 広告)				
会員向けメール広告(英語、スペイン語)	1	式	5万円	5万円
アンケート実施費用(英語、スペイン語)	2	個	10万円	20万円
アンケート謝礼費用(クーポン発行)	500	個	500円	25万円
小計				300万円
消費税				30万円
合計				330万円

(実績金額) 294.25万円

項目	数量	単位	単価	金額
動画制作(英語、 <u>スペイン語</u>) 1本1分相当	12	本	10万円	120万円
LP制作(英語、スペイン語)	1	式	5万円	5万円
WEB広告費用	1	式	110万円	110万円
(Instagram/Facebook/GoogLe/ <u>Reddi</u> 広告)				

会員向けメール広告 (英語、スペイン語)	1	式	5 万円	5 万円
アンケート実施費用 (英語、スペイン語)	2	個	10 万円	20 万円
アンケート謝礼費用 (クーポン発行)	75	個	1 千円	7.5 万円
小 計				267.5 万円
消 費 税				26.75 万円
合 計				294.25 万円

また、越境ECについては、中国SNSで130万人以上のフォロワーを持つインフルエンサーが、中国を中心に11億人が利用するSNS「WeChat」のライブ配信機能を利用して、ライブ配信を行い、商品を紹介しながら実売したとしているが、結果としては、視聴者543人、購入者4名、決済商品数6件(14個)、売上金額41,360円と、低調なものとなっている。

これについて、県は、鳥取産品への関心・評価が高いことが中国消費者の生の声として確認ができ、鳥取産品の需要があることが分かった、外国人バイヤーへのPRができたなどと前向きな意見を評価しているが、上記ア(オンライン海外市場視察「米国編」)と同様に、相手国の特殊性や取組の実例などを十分に把握され、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりとした事業の実施と、無駄のない効果的な予算執行を行っていただきたい。

(バーチャル鳥取県ショールームの開設)

ウ 利活用が不足していると思われる事業【意見】

世界に向けて県産品を魅せるとして、商材情報等を紹介するオンラインショールームを開設し、県内企業28社の65アイテムバーチャルで海外バイヤーに商品を紹介しており、これに係る費用として、システム構築、同改修費等として2,539,950円が予算執行されている。

同ショールームは、国際BCが支援し、県内事業者と海外バイヤーとの商談に際して、予めこのショールームを案内しており、これによって成約に結びついているとの説明を受けたが、有効サイトへのリンク貼り付けもないこと、監査においても具体的なアクセス数等の説明がないことなどから、積極的な利用状況にはなく、利活用も一定数に限られるものと思われる。

また、上記予算執行の内、869千円は、後述する「ハイブリッド型マッチング商談会事業」が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地WEB商談が実施できなかったことに伴い、当初予算を流用しシステム改修に充てられており、同ショールーム内でのライブイベントの実施や海外バイヤーなど同ショールームへの来場者と参加事業者間で双方向のやり取りができるようシステム改修を図ったものであるが、これを含めて利用状況等の十分な分析・評価が行われていない状況にある。

今後、十分な効果測定を行い、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりとした事業の実施と、無駄のない効果的な予算執行を行っていただきたい。

(ハイブリッド型マッチング商談会)

エ 十分な分析・評価が求められる事業【意見】

コロナ禍でオンラインの利用が広まる中、他に先んじて外需を獲得していくためには、オンライン商談とリアル商談の利点を組み合わせたハイブリッド型の展開が有効であるとして計画されたが、コロナの感染拡大により県内事業者の海外渡航が困難となったため、オンライン商談のみが実施された。

結果として、オンライン商談のみになったことから、ベトナムは、6業者（延べ12商談）のうち、成立2業者（延べ3商談）、米国は、5業者（延べ10商談）で全て不成立と一定の成果に留まっている。

なお、前記ア（海外市場オンラインビジネス視察事業）のとおり、「米国編」（決算額：「海外市場オンラインビジネス視察事業」及び「ハイブリッドマッチング事業」を含め815千円）については、計画段階での状況把握の甘さや調整・準備等が不十分であったことは否めない。

おって、令和4年度のオンライン商談会の公表実績は96件（43社）、成約額は174,342千円（令和3年度：78件（38社）、成約額183,000千円）と、堅調のように見えるが、このうち、輸出先行事業者1社の占める割合が大きくこれを除くと、令和4年度の成約実績は64,671千円（令和3年度は85,781千円）と大きく低下している。

コロナ禍の中であって、不測の事態が発生したものとは思われるが、長く続くコロナ禍で苦しむ県内事業者にとって、県への期待は大きく、今後とも信頼される地方行政団体として、十分な状況把握を行っていただき、その期待に応えていただきたい。

第4章 指摘及び意見の件数

事業名		指摘	意見
【商工労働部】		9	33
商工政策課		(1)	(6)
1	中小企業経営力強靱化推進事業	1	2
2	コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業	—	1
3	SDGs循環経済モデル創出事業	—	1
4	【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業	—	1
5	【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業	—	1
立地戦略課／企業支援課		(4)	(16)
1	鳥取県産業成長応援補助金	4	16
立地戦略課		(1)	(—)
1	企業立地事業補助金	—	—
2	とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金	1	—
企業支援課		(2)	(4)
1	ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業	2	1
2	戦略的事業承継推進モデル構築事業	—	3
3	【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業	—	—
通商物流課		(1)	(7)
1	国際航空貨物ルート構築推進事業	—	—
2	デジタルグリーン物流推進支援事業	1	1
3	物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業	—	2
4	ハイブリッド型海外需要獲得強化事業	—	4

第5章 総評

今年度は、新型コロナを越えるため、次の施策が大きく取り上げられている。

予算については、大きな目標として次のように分けられている。

- ① 「命と健康を守り抜く」
- ② 「ポストコロナの産業・雇用へ」
- ③ 「ポストコロナのふるさとへ」
- ④ 「安心安全・エコライフ」

これらの中から上記②に重点を置き、経済面に焦点を当てて監査を実施した。

事業の中には、従来の事業から発展させて別の事業名として予算編成されるものがあったり、継続されているものや廃止されているものがあり、単純な前年度比較が困難なものがあった。

また、事業主体としては、県担当部門のみならず商工会・商工会議所等がからみ、予算執行についても同様であるため、チェック体制及び責任の所在が一体となっていない面もあることから、チェックが十分に実施され適正に運営されているか、経済的、効率的及び有効性から合理的かどうか等の観点から監査した。

限られた日数の中で、対象項目を網羅的に監査することは困難であり、一部についての監査となったが、監査の実施においては、関係各課の御協力により円滑に終えることができたことに厚く御礼を申し上げる。

包括外部監査の実施に当たっては、県民視線を念頭に置き、改善が必要なものについて、「指摘」または「意見」を付さしていただき、事業ごとに掲載させていただいたが、特に申し上げたい点は次の事項である。

県は、ポストコロナに向けて、新たな取組を積極的に取り入れられ、大変心強いところではあるが、新型コロナ感染症の拡大が予想を上回ったことから、やむを得ず実行ができなかった（又は事業規模縮小）事業もあった。また、監査対象とした一部の事業の中には、事業目的と実際の取組内容に食い違いがあるのではないかとと思われるもの、事前に十分な情報収集を行っていれば、より効果的な取組が可能だったのでないかとと思われる事業も見受けられた。

また、実施された事業の中には、補助金の交付決定までは慎重な手続が取られているものの、その後の実績報告や検査までの間には、事業者とのコミュニケーションや目配りが不足しているのではないかとと思われる個別の補助事業も見受けられた。

特に、事業計画が大きく変更された場合、本来であれば計画の変更申請を経て、改めて補助金の効果を判断すべきと思われるが、これを行っていないことから、補助金の効率的かつ効果的な執行との観点からは問題があるのではないかとと思われるものや、実績報告書提出後の交付金支払前の審査において、余りにも形式的に行われていることから、改善が

必要と思われるものも見受けられた。

事業の実施にあたっては、担当課のほか外部団体に委託されているものがあり、外部団体に委託されている事業については、県担当課により厳正なチェックが行われていると推量されるも、事業毎の簿冊にはチェック表が添付されているだけで、見積書、請求書、領収書写し等の書類の添付のないものがほとんどであった。

これら書類の保存については、保存を指示する明確な規則等はないが、事業完了報告書に従い検査を実施する際や、その後の監査等が的確かつ円滑に実施できるように、これらの写しの保存や写真等での補完が必要と思われる。各外部団体に保存する書類も区々であることから、何らかの目安が必要と思われる。

更に、申請時における補助事業費の見積りは、補助対象事業費自体が補助金の算定金額の基礎となっていることに鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額である必要があるが、見積りが無いものや、複数の者から見積りをとる必要があると思われる場合でも、1者見積りしか徴していない事案も散見された。

監査を通じて思うに、多くの事業を限られた人員で担当されることから、一旦補助金等が交付決定されると、その後の実績報告や検査までの間は、目が届きにくいのではないかも思われるが、補助金を交付決定してから事業が完了するまで、事業が効率的かつ合规性に基づいて執行されているか否か、また、事業を行っている者に対して十分な支援が行われているかどうかを県民は求めているものと思われ、県の「伴走支援」とはそのようなものではないかと考える。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大のさ中、事業を推し進めていかなければならない御苦労は感じるところであったが、だからこそ、適正で効率的かつ効果的な事業を実施され、県民の一層の信頼を得られる必要があると思う。

補助金を有効に活用するためにも、県会計規則及び各事業の実施要綱等に従って事業を厳格に実施する必要があり、これにより、不測の事態の回避はさることながら、事後における監査も効率的かつ的確に実施することが可能となる。ひいては事業の進捗管理についても十分な目配りが可能になるものと期待するところである。